

平成28年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成28年12月7日～8日

場 所 第2委員会室

平成28年12月7日(水曜日)

出席委員(8人)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成28年度宮崎県一般会計補正
予算(第6号)

○議案第7号 職員の退職手当に関する条例及
び病院事業職員の給与の種類及
び基準を定める条例の一部を改
正する条例

○議案第8号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○議案第13号 当せん金付証票の発売について

○議案第18号 平成28年度宮崎県一般会計補正
予算(第7号)

○議案第23号 職員の給与に関する条例及び一
般職の任期付職員の採用等に関
する条例の一部を改正する条例

○議案第25号 議会の議員の給与等に関する条
例等の一部を改正する条例

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備
について(中間報告)
- ・第3次みやざき男女共同参画プラン素案につ
いて
- ・国民文化祭の開催地内定について
- ・みやざき文化振興ビジョン(改定)素案につ
いて
- ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例について
- ・宮崎県国土強靱化地域計画(案)について

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	重 松 幸次郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	日 高 博 之
委 員	満 行 潤 一
委 員	来 住 一 人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	井 手 義 哉
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	松 岡 弘 高
総 合 政 策 課 長	松 浦 直 康
秘 書 広 報 課 長	中 原 光 晴
広 報 戦 略 室 長	藤 山 雅 彦
統 計 調 査 課 長	丸 田 勉
総 合 交 通 課 長	野 口 和 彦
中山間・地域政策課長	奥 浩 一
フーズビジネス 推 進 課 長	重黒木 清
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	弓 削 博 嗣
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	壹 岐 幸 啓
文 化 文 教 課 長	神 菊 憲 一
人 権 同 和 対 策 課 長	工 藤 康 成
情 報 政 策 課 長	蕪 美知保

総務部

総 務 部 長	桑 山 秀 彦
---------	---------

危機管理統括監
総務部次長
(総務・職員担当)
総務部次長
(財務・市町村担当)
危機管理局長
兼危機管理課長
部参事兼総務課長
防災拠点庁舎整備室長
人事課長
行政経営課長
財政課長
税務課長
部参事兼市町村課長
総務事務センター課長
消防保安課長

畑山栄介
郡司宗則
田中保通
平原利明
上山伸二
志賀孝守
吉村久人
小田光男
川畑充代
高林宏一
藪田亨
大田原節郎
福栄芳政

総務課長 外山景一
議事課長 長倉健一
政策調査課長 小田博之

事務局職員出席者

議事課主査 長谷恵美子
総務課主任主事 日高真吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第23号及び議案第25号に対する人事委員会の意見についてであります。お手元に配付してある資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○永山総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、お礼を申し上げます。星原議長

会計管理局

会計管理者
会計管理局次長
会計課長
物品管理調達課長

高原みゆき
中原順一
青山新吾
福嶋正一

人事委員会事務局

事務局長
総務課長
職員課長

金子洋士
田畑吉啓
和田括伸

監査事務局

事務局長
監査第一課長
監査第二課長

柳田俊治
村上悦子
佐野由藏

議会事務局

事務局長
事務局次長

甲斐正文
奥野信利

には、10月の台湾、先月の韓国、香港、また、二見委員長にも韓国訪問に、大変お忙しい中御参加をいただきました。まことにありがとうございました。

次に、資料はございませんけれども、交通安全関係について御報告をさせていただきます。

今月に入って交通事故で6名の方が亡くなっていることから、本日、全県を対象とした交通死亡事故多発警報を発令いたしました。これは、11月の高齢者死亡事故多発警報に引き続いての発令で、大変厳しい状況でございます。

県といたしましては、知事を本部長とします県交通安全対策推進本部を中心に、警察、関係機関・団体と連携をし、交通事故防止の啓発、広報に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今回提案しております議案等につきまして、その概要を説明させていただきます。

お手元の総務政策常任委員会資料の表紙をめぐっていただき、1ページをごらんください。今回お願いをしております議案は、議案第1号及び議案第18号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算」でございます。

まず、第1号議案については、表の真ん中、11月補正額の欄の左側、議案第1号と書いているところでございます。総合政策部の一般会計補正額は、表の一番下にありますように、合計で201万7,000円の増額であります。これは、後ほど御説明いたします熊本地震被災生徒授業料等減免事業の補正であります。

次に、議案第18号につきましては、同じ表の11月補正額の右側、議案第18号の欄でございますが、総合政策部の一般会計補正額は、表の一番下にありますように、合計で1,319万円の増額であります。これは、議案第23号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付き職員の採用等

に関する条例の一部を改正する条例」による増額でございます。

補正後の総合政策部の一般会計予算額は、一番右端の欄にありますように、128億264万1,000円となります。

左のページに戻っていただき、目次をごらんください。その他の報告事項につきまして、目次に記載しております4件について報告をさせていただきます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をいたします。

最後に、資料にはございませんけれども、私から一点報告をさせていただきます。

交通関係でございますが、JR九州が、大分と宮崎空港間で運行される特急列車の一部について、車掌を廃止するワンマン化を検討しているとの報道がなされたところでございます。

この件につきまして、JR九州に問い合わせを行いました。ワンマン化については、さまざまな経営安定化のための一つの選択肢として、検討を行っている段階であるということでございます。

昨日の一般質問において答弁をさせていただきましたとおり、JR九州に対しまして、地域の実情等を伝えながら、公共交通機関の使命として、路線維持や利便性の向上、また、何よりも安全性の確保が重要であるということについて、強く働きかけてまいらなければならないと考えております。

したがいまして、明後日9日に、私がJR九州本社を訪問をし、ワンマン化に関する懸念をしっかりと伝え、安全性の確保策についての説明を求めますとともに、極めて慎重な検討を行うよう強く求めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○二見委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦総合政策課長 私からは、議案第18号11月補正のうち、総合政策部の人件費について御説明をさせていただきます。

委員会資料で御説明をさせていただきます。2ページをお開きいただきたいと思います。

今回補正をお願いする背景といたしまして、給与改定に伴う補正ということでありまして、

内容の詳細につきましては、後ほど総務部から御説明があると思っておりますけれども、主なものといたしましては、まず、月例給の0.12%の引き上げ、それから、特別給の0.1月分の引き上げに伴うものでございます。

各課ごとの補正額につきましては、ごらんの表の真ん中の列、11月補正の列のところにありますような形でございまして、総合政策部の合計といたしましては、一番下の段であります。1,319万円となっております。補正後の総合政策部の人件費の総額が、その右の欄であります。18億6,392万円ということになります。

私からの説明は以上でございます。

○神菊文化文教課長 続きまして、文化文教課の11月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、議案18号ではないほうのものなんです。そちらの1ページをお開きください。歳出予算説明資料の下に18号と書いていないほうの予算説明資料をお開きください。

表の中ほどでございますが、当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、201万7,000円の増額をお願いしております。

これによりまして、補正後の額は、右から3

列目の補正後の欄にありますように、68億1,099万9,000円となります。

続きまして、本資料の5ページをお開きください。

(事項) 私学振興費の説明の欄であります。新規事業「熊本地震被災生徒授業料等減免事業」201万7,000円であります。

詳細につきましては、恐れ入りますが、お手元の常任委員会資料で御説明をしたいと思います。

資料の3ページをお開きください。

本事業は、国の平成28年度補正予算に伴うものでありまして、本年4月に発生いたしました平成28年熊本地震により、経済的理由から就学が困難となった被災児童生徒、具体的には家計維持者の死亡や失業等の場合が該当いたしますが、授業料等の減免措置を実施する私立学校等を支援するものでございます。

予算額は201万7,000円でありまして、財源は国庫補助金が134万3,000円、一般財源が67万4,000円であります。

事業の内容といたしましては、私立学校等が実施する被災児童生徒に対する授業料等の減免措置に要する経費を補助するものであります。

具体的には、下の表にございますが、私立小中高及び専修学校の高等課程については、授業料を対象経費とし、その減免措置額を全額補助するものでございます。また、専修学校の専門課程及び一般課程、各種学校につきましては、授業料及び施設整備費等を対象経費とし、その減免措置額の3分の2を補助するもので、財源につきましては記載のとおりであります。

なお、県内私立学校等に対して調査を行いましたところ、現時点において、本事業に該当する被災児童生徒はいなかったところであります。

が、今後該当者が生じることも考えられますので、それぞれの学校種別ごとに想定される最少人数を計上しているところでございます。

事業効果といたしましては、本事業によりまして、私立学校等の被災児童生徒に対する授業料等の減免措置の実施を促すこととなり、当該児童生徒の教育機会の確保に資することになると考えております。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○来住委員 今の熊本地震の被災生徒への授業料の免除の問題ですけれど、現在はまだ生徒さんはいらっしゃらないということのようすけれど、具体的には、201万7,000円ですか、この内訳というのは、例えば、小学校、中学校、高校それぞれ授業料の金額も違うのかなと思うんですけれど、その積算は具体的にはどんな形で出されているんでしょうか。

○神菊文化文教課長 積算につきまして御説明申し上げます。

先ほど最少人数分を計上していると申し上げましたが、私立の小学校は1名分、それから、中学校が1名分、高等学校が2名分、私立専修学校が1名分、私立専修学校の専門課程等が1名分ということで予算措置をしております。単価につきましては、私立小学校は1校しかございませんので、その額を設けておりますが、それ以外の中高、私立専修学校等については、平均的な授業料、もしくは、施設整備費等を算定いたしまして、その額を基礎として人数分を掛けたものを予算措置としております。

○坂口委員 平均という考え方もいいんですけれど、現実を考えると、1人対象のものが2つあったですね。そこは、やはりその学校のやつ

になるんですよ。

○神菊文化文教課長 実際に支給する場合は、その学校の授業料額を基礎として行うことになります。

○二見委員長 よろしいですか。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○松浦総合政策課長 私からは、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備に関する検討状況について、中間報告をさせていただきます。

委員会資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の施設規模でありますけれども、これにつきましては、これまで御説明をした内容を含んでおりますけれども、改築が必要であると考えられる3つの施設につきまして、まず、陸上競技場につきましては、トラック、フィールド、観客席、そういったもののほかに、その他とありますけれども、補助競技場、あるいは、投てき練習場等を備える必要があると考えております。

その下の欄ですけれども、他県の類似施設から類推しました事業費というものでありますけれども、これはあくまでも現時点での類推であります。陸上競技場につきましては、150億円程度になるのではないかと見込んでおります。※にあります。土地の造成とか既存施設の解体、そういったものについては含んでおりませんので、そういったものが出てくれば、別途必要になってくると考えております。

(2)の体育館でありますけれども、表にありますように、メインアリーナ、サブアリーナ、その他としまして、体操練習室等を備える必要があると考えておりまして、類推される事業費としましては、70億円程度と考えております。

(3)のプールでありますけれども、競泳のプール、それから、補助プール、飛込プール、そういったものが必要であると考えておりますが、事業費の類推のところを見ていただきますと、全てを屋内で整備しようとする140億円程度、それから、全てを屋外で整備しようとする20億円程度ということで、かなり差が出てくるということでございます。

それから、例えば、その補助プールを一部として屋内整備をする場合には、30億から50億円程度というふうなことで類推をしておるところでございます。こういったところについて、さらに検討が必要であると考えております。

5ページをごらんいただきたいと思っております。

2の競技団体の考え方ではありますが、それぞれの施設に関連してくる競技団体につきまして、ヒアリングを行っております。それぞれ要望内容のところに書いてありますけれども、陸上競技場につきましては、スポーツ以外のイベントにも使えるようなスタジアムとして、それから、体育館につきましては、文化イベント、コンサートなどに使えるようなアリーナとしての整備の要望があったところでございます。

(3)のプールにつきましては、全てを屋内型というふうな要望があったところでございます。

それから、その下の※の2つ目ではありますが、整備場所につきましては、それぞれの競技団体いずれも宮崎市内が望ましいというような御意見がありました。

それから、3の市町村の意向調査であります。これにつきましては、例えば、用地の提供といったような形で、県と連携して整備を行っていただくような御意向があるかどうかということについて、県内の市町村に対して調査を行ったも

のでありまして、(2)の調査結果にありますように、陸上競技場については都城市、体育館については宮崎市、延岡市、日向市、小林市、西都市から意向はあるという御回答をいただいております。なお、プールについては、いずれも意向はないという状況でございます。

次の6ページをお開きいただきたいと思っております。

4の整備の候補地でありますけれども、(1)の表にありますように、それぞれ必要となる敷地面積の想定がありますけれども、これらが現実的に確保できるかどうかという観点で、県内の県の公園、それから、市町村の公園等を含めて洗い出しをしております。その後、(2)の絞り込みを第一段階としてやっております。真ん中の下のところの括弧書きであります。整備課題とありますけれども、災害ハザード、あるいは、法規制、周辺環境といったところで課題が複数あるようなものについては、除外をするという作業を行いました結果、下のほうの矢印のその下でありますけれども、陸上競技場につきましては6、それから、体育館については17、プールにつきましては15の候補地と現時点ではなっております。

それぞれの一覧表については7ページから8ページに掲げておりますけれども、例えば、陸上競技場について申し上げますと、7ページの上のほうの表でありますけれども、6つの候補地がございまして、このうちの③山之口につきましては、備考欄に要望有とありますが、これについては、都城市から整備の要望があったというようなことでございます。それぞれ体育館とプールについて整備をしているところでございます。

9ページをごらんいただきたいと思っております。

これからどこに整備をしていくのかということについて詰めの検討作業を行っていくこととなりますので、その視点といたしまして、5のところに整理しております。

まず、1つ目の柱といたしまして、やはり円滑な大会運営ができるということが求められますので、その中で、①にありますように、会場の利便性、あるいは、②にありますように、国体に続きまして全国障害者スポーツ大会もありますので、そういったところでの安全性の確保といった観点が必要であると考えております。

それから、2つ目の柱といたしまして、国体後をにらみましてスポーツランドみやぎきをどのように展開していくのかという考え方を持っておく必要があると思っておりますので、そういった視点で検討してまいりたいと思っております。

それから、(3)といたしましては、その他として、施設基準について再度確認をするということと、それから、②にありますように、整備費用につきましても、できる限り抑えていきたいというふうなところで、この大きな3つの観点で、今後詰めの検討をしてまいりたいと考えております。

6の今後のスケジュールでありますので、できれば次の2月議会で、整備方針案といったようなところまで御報告できるような形にできればなと思っておりますので、今後、精力的に検討作業を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○弓削生活・協働・男女参画課長 委員会資料の10ページをお開きください。第3次みやぎき男女共同参画プラン素案について御説明いたします。

1の策定の趣旨につきましては、現行の第2

次みやぎき男女共同参画プランが平成28年度末で終期を迎えますことから、社会経済情勢の変化に対応し、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくため、新たなプランを策定するものであります。

2の素案の概要につきましては、まず、(1)の計画期間は、平成29年度から33年度までの5年間としておりまして、次に、(2)の計画の性格と役割につきましては、男女共同参画社会基本法に基づく本県の計画として、男女共同参画推進の基本的方向と具体的施策を示すとともに、県総合計画の部門別計画として位置づけられております。

また、新プランには女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込み、一体として策定することとしております。

(3)の素案の概要につきましては、後ほど別紙11ページ以降により御説明をいたします。

3の策定スケジュールですが、総務政策常任委員会への御報告や審議会での意見聴取等を行いまして、パブリックコメントを経て、2月の定例県議会に議案として提出させていただきまして、議決後に公表することとしております。

11ページをごらんください。別紙の素案の概要につきましては、まず、左上の1の男女共同参画社会を取り巻く情勢は、国の動きとして、第4次男女共同参画基本計画や日本再興戦略の策定、また、女性活躍推進法の制定がなされております。下の県の動きとしましては、みやぎき女性の活躍推進会議の設立や、DV対策宮崎県基本計画の改定などが行われております。

右側の2の、男女共同参画社会をめぐる現状と課題としては、(1)の女性の活躍の推進については、政策・方針決定過程への女性の参画が不十分であることや、女性の活躍を阻害する長

時間勤務などの男性中心型の労働慣行が、(2)については、根強く残る固定的性別役割分担意識や、(3)については、女性に対する暴力の多様化や、男女共同参画の視点が不十分な防災分野の状況などがございます。

次に、3の計画が目指す男女共同参画の姿については、基本理念は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現であります。

その下のプランの目指す姿としては、3つございまして、左枠から、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる社会、真ん中の、男女がみずからの意思に基づいて個性と能力が十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会、右側の、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会であります。

この姿を実現するために、一番下の基本目標としては、ⅠからⅢまでで、Ⅰが、あらゆる分野における女性の活躍の推進、Ⅱが、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、Ⅲとして、男女の人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現、この3つを掲げているところであります。

次ページをごらんください。

4の計画の体系につきましては、12ページと13ページ、2ページにわたりまして記載しております。12ページの3つの基本目標、その下に13ページに書いてございます10の重点分野、実際に推進していく25の施策の基本的方向という形で整理をしております。

主なものを御説明いたします。

12ページに戻っていただきまして、先ほど御説明しました基本目標ⅠからⅢを掲げておりま

して、一番上の基本目標Ⅰの、あらゆる分野における女性の活躍の推進については、下の※にありますように、女性活躍推進法の推進計画として位置づけるものでございます。

右側の13ページをごらんいただきたいと思っております。

重点分野及び施策の基本的方向の主なものとしたしましては、左上の重点分野1の、社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、右側施策の基本的方向として、(1)の政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、(2)の経済分野における女性の活躍などを支援していくこととしております。

また、2つ下の重点分野の3、男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和については、右側(7)の仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しなどに取り組んでいくこととしております。

中ほどの重点分野の5、男女共同参画の推進に向けた意識改革については、右側の(12)男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直しなどに取り組むこととしております。

次に、重点分野7の、女性に対するあらゆる暴力の根絶の取り組みを強化していくとともに、一番下に記載しております重点分野10の、防災分野における男女共同参画の推進については、(25)の男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上を進めていくこととしております。

また、第3次みやざき男女共同参画プラン素案については、別冊になっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○神菊文化文教課長 続きまして、国民文化祭の開催地内定について御説明いたします。

資料の14ページをごらんください。

国民文化祭につきましては、平成25年1月に平成32年の本県開催誘致を表明いたしまして、その後も知事が直接国に要望を行うなど、継続して誘致に取り組んできたところであります。

そうした活動が実りまして、先月1日に宮田亮平文化庁長官から、知事に直接国民文化祭開催内定書の交付が行われたところであります。

国民文化祭は、文化の国体とも言われ、国民の文化活動への参加の気運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした文化の祭典であり、主な内容といたしましては、開会式・オープニングフェスティバル、県内各地で開催される分野別フェスティバルとなっております。

なお、主催は、文化庁、県、各市町村、各文化団体等となります。

国民文化祭の本県開催は、県民の文化活動に対する意欲を高め、人材や団体の育成、伝統文化の保存・継承、交流促進などを通じて、本県の文化振興を図る上で大きな意義があることから、開催を契機に県民の文化活動の活性化はもちろんのこと、魅力ある地域づくりにつなげてまいります。

さらには、本県で受け継がれてきた日向神話・伝説や神楽など、記紀編さん1300年記念事業を通じて、磨き上げてきた本県の宝を全国に発信する絶好の機会であることから、その集大成として全国に発信してまいります。

今後につきましては、市町村・芸術文化団体等に対する説明会を今年度開催し、来年度には実行委員会の設立、基本構想の策定を行い、その後、実施計画の策定等に取り組むこととしております。開催に向けまして、しっかり準備してまいりたいと考えております。

右の15ページに参考といたしまして、平成27年度以降の開催県の状況、また、平成27年度鹿

児島県大会の写真を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

国民文化祭開催地内定に関する説明は以上でございます。

続きまして、みやざき文化振興ビジョン改定の素案について御説明をいたします。

資料の16ページをお開きください。

まず、改定の趣旨であります。本県の文化振興につきましては、平成23年3月のみやざき文化振興ビジョンにより全庁的に取り組んできましたが、その後、記紀編さん1300年記念事業の実施や、オリンピック・パラリンピック東京大会における文化プログラムに向けた動き、国民文化祭の開催地内定など、本県の文化を取り巻く諸情勢が大きく変化していることから、本ビジョンを改定し、今後の本県文化を展望し、目標や施策の方向性を明らかにするものであります。

次に、改定ビジョンの素案の概要ですが、計画期間は平成29年度からの5年間としております。

また、みやざき文化振興ビジョンは、今後の県の文化振興に関する基本的な方向性を定めるとともに、それらの実現に向けて県が行う具体的な施策を明らかにした文化に関する県政運営の指針であり、県民全体で共有する指針となるものであります。

素案につきましては、冊子を添付いたしておりますが、右の17ページによりまして、その概要を説明させていただきます。

左上の本県文化振興を取り巻く社会情勢としましては、1の地方創生に向けた動き、2及び3の法律や方針の施行・決定、4のオリンピック・パラリンピック東京大会における文化プログラムの実施、5の人口減少、6の県総合計画

の改定、7の記紀編さん1300年記念事業の実施、8の国民文化祭の開催地内定、9の世界ブランドのみやざきづくりの推進などが挙げられるとしております。

次に、右上の本県文化の現状と課題としましては、県民意識調査や市町村・公立文化施設、文化団体等に対するアンケート結果等を踏まえ、1の県民が文化に親しむ機会の充実については、依然として地域間の格差があるとともに、特に将来を担う子供たちの学校における鑑賞機会が減少していること、2の県民の文化活動を支える環境の整備については、文化団体の会員の減少、高齢化や資金の不足、文化施設運営に係る専門的人材・予算の不足、地域の文化芸術活動を支える人材の不足、3の文化財の保護・継承と活用については、過疎化等による後継者不足、4の特色ある文化資源の活用については、行政間の効果的な連携、人材・団体の育成やネットワークの構築、ブランドイメージ向上や、ターゲットを絞った戦略的な情報発信などの課題があるとしております。

これらの現状や課題に対応するため、中ほどにありますとおり、ビジョンを改定するものでありまして、「文化で築く宮崎の新しいゆたかさの実現」のため、①文化が暮らしの中に息づき、あらゆる人々が文化に親しむみやざき、②文化を担う人材が育ち、交流し、連携し合うみやざき、③文化の力で地域の個性と魅力を発信し、発展するみやざきの3つの基本目標を定めているところであります。

これらの目標を達成するため、その下にありますように、5つの基本的な方向性及び施策の展開を定め、主な取り組みを掲げたところであります。

まず、一番左の、県民だれもが文化に親しむ

機会の充実については、鑑賞・学習・創作・発表機会の充実、特に子供や若者・障がい者の創作発表機会の充実や、地域間交流の推進などに取り組むこととしております。

次に、文化活動を支え育む環境の整備では、文化活動を支える人材、特に専門的人材の育成・支援や、多様な主体との連携・協働、文化団体等に対する活動の支援などに取り組むこととしております。

また、文化資源の保存・継承では、文化財の調査・指定を推進し、ユネスコ無形文化遺産等の登録推進、人材や団体の育成・支援に取り組むこととしております。

特色ある文化資源の活用につきましては、文化資源を活用した地域づくりや観光・産業の振興に取り組むこととしております。

また、全国的文化イベントの開催を契機とした文化力の向上につきましては、平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会における文化プログラムの実施、同年の国民文化祭などの全国的な文化イベントの開催を契機として、発信力の強化や地域文化を担う人材の育成に取り組むこととしております。

左のページに戻らせていただき、改定のスケジュールのところをごらんください。

今後、第3回みやざきの文化を考える懇談会の開催やパブリックコメントの実施を経て、来年2月の本常任委員会において御審議いただき、3月にビジョンの決定、公表を行いたいと考えております。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はありませんか。

○中野委員 2巡目の国体に向けたこの施設の整備についてお尋ねしたいと思います。まず、

過去の施設が1カ所に集中しておりましたよね。これを今回は全県下に網羅した形でのという考え方で、このように意向調査等もされて掲載されるものと思いますが、ぜひそういう考え方でしてほしいと思います。それで、今の施設が1カ所に集中しておりますが、安全性が特に重要視されておりますし、その中で、津波浸水予測区域は外したいという意向であるようですから、これは大変いいことだと思いますので、そういう形で基本的にされるということになるのかをお尋ねしたいと思います。

○松浦総合政策課長 考え方として、現施設を現状のところやり直すのか、それから、分散という方向で考えていくのかというふうなことがございます。まだその方向性を我々としても整理できているわけではありません。ただ、委員がおっしゃったような形の課題というのは当然あると認識しておりますので、そういった課題についてどう対応していくのかということも含めまして、あるいは、市町村とどういうふうに連携していくのかというようなこともまだ十分詰めているわけではありませんので。そういったことも含めまして精力的に検討していきたいというふうなことでありますので、現時点でまだ方向性が定められているわけではありません。

○中野委員 少なくとも、一極集中ではありませんが、1カ所に集中をするという考え方を改めておってほしいなということは要望しておきたいと思います。

それから、国民文化祭のことについてお尋ねしたいと思うんですが、県内各地で開催ということですが、これは全市町村で開催するという形になるんですかね。

○神菊文化文教課長 国民文化祭につきまして

は、分野別フェスティバルというものを県内各地で開催することとなっております。これまでの開催地の例を見ますと、多くの県で全市町村において開催をされているということでありますので、私どもの県で開催する際にも、全市町村の参加を促してまいりたいと考えております。

○中野委員 これに対する予算というのは、大体どのくらいかかるものですか。

○神菊文化文教課長 開催県によりましてさまざまでございます。1つの例を申し上げますと、人口規模でありますとかロケーションが似ている秋田県の例を申し上げますと、秋田県の場合が、国と県をあわせて、10.6億円でございます。これが一つの目安になるのではないかと考えております。全体の実施計画などにつきましては、実行委員会等で今後議論されてまいりますので、その中で決まっていくと考えております。10.6億円のうち、国からの補助が2.4億円ほどとなっております。鹿児島県大会は非常に規模が大きかったものですから、全体で、国と県で13.9億円かかっております。

○中野委員 みやざき文化振興ビジョンについてお尋ねしますが、これはもう議案提出となっていますから、議会の承認を必要とするビジョンということになるんですよね。

○神菊文化文教課長 はい。そのように考えております。

○中野委員 それで、今までの、これは23年3月改定したとありますが、やはり5カ年計画だったんですか。

○神菊文化文教課長 10年計画でございます。

○中野委員 そうだと思いました。だから、この諸情勢が大きく変化したということで改定するということですが、これは、結局今回は5カ年になるんですが、文化行事こそ10カ年の長期

ビジョンであるべきだと思うんですが、どうなるわけですかね。5カ年として、その後、また10カ年計画されるという予定なんですか。

○神菊文化文教課長 今回の大きな情勢の変化といたしまして、東京オリンピック・パラリンピックの文化プログラムの実施でありますとか、先ほどの国民文化祭の開催といったものが平成32年に予定しております。これが4年目になりまして、これらの成果を踏まえて、また新たなビジョンを33年度に検討いたしまして、新しい文化振興ビジョン改定という形で整理をしてまいりたいと思っております。

○中野委員 こういう大きな取り組みがあった後のことのほうが大切だと思うんですよね。それも考えて、私はこの際10カ年であるべきだと思うんですが、いかがなもんですかね。

○神菊文化文教課長 こういった国民文化祭の取り組みを通じて、県内の文化振興がいろいろ図られてくると思いますので、そういった現状を踏まえた上で新たなビジョンをつくってまいりたいと考えております。

○中野委員 少なくとも、もともとが10カ年計画だったから、今回も5カ年だけれども、議会の承認事項ということでされたと思うんですけれども、せめてこの10カ年、いわゆる後半——後半ではないんですが、その後の5年間ですよね。そのことも何かこの計画の中には折り込んで、5カ年であっても折り込んで、そして、その後、また10カ年計画というものをつくられるような配慮が必要だと思うんですよね。文化というのは非常に大切なことですからね。

○永山総合政策部長 委員御指摘のとおり、文化というのは、長年にわたってしっかり醸成していくべきものだと思っております。課長が答えしたように、今回オリンピックであつたり、

国民文化祭であつたりという、大きなことがございますし、世界ブランドの宮崎づくりというさまざまな動きもやっているということで、5年を目途にいろんな動きをやっていきたくと思っています。その先にしっかり財産を残していくって、人材の育成であつたり、いろんなインフラであつたりということを残していくことを意識しながら、この5年間施策を展開した上でさらに発展させていくということで、今回5年間とさせていただきますけれども、視点としては、しっかりその先を見据えた形で今回ビジョンを策定するつもりでもありますし、取り組んでいきたいとは考えております。

○中野委員 ぜひお願いしておきます。

○日高委員 国体スタートアップ事業か何かというので、教育委員会がコンサルのほうを去年から事業として上げていて。あのときの教育委員会からの説明では、12月のこの中間取りまとめの中で5カ所ぐらいに大体絞ろうと。5案ぐらいに絞って、それをさらに年度内に決めるか、もしかしたら2案ぐらいで協議していこうという話もちょっとあつたんです。

コンサルを立ててまでも、ここに取り組んで各施設を回った中で、この資料を見て、余にも絞りきれないんじゃないかなという気がしております。なぜかといいますと、この競技団体の考え方っていうと、これは宮崎市が望ましいと。我々議会のほうは分散型が望ましいとかですね。ほかに要望されてる市町村がこれだけある。だったら、これだけ出されると、誘致合戦が始まってくる可能性は、これはもう必至だと思うんですが、その辺の対応というか、どう考えているのかお伺いいたします。

○松浦総合政策課長 委託で調査事業もやっているんですけれども、やはり最終的にはどうい

うような場所に整備していくのかっていうところまで整理をしていかなきゃいけないという作業の中で、機械的にどんどん調査すればいいのかということではありませんので。やはりその考え方をどういうふうに持っていったらいいのかという内部での検討をしっかりとやりながら、そこを調査として反映させていくというふうな形をとってきているところがありますので。そういう意味では、当初予定しておりましたようなスケジュール感からすると、少しおくらせているところがあるかもわかりませんが、そこは最終的に決めていくんだというところを前提にやっておりますので、少しそういったところがあるということで御理解をいただければとは思っております。

それから、今回、候補地が絞りきれないんじゃないかというような御指摘でございます。先ほど申し上げましたような状況があるんですけども、ただし、そういう検討を進めてきておりますので、現時点でお示しできる状況というのは、やはり議会のほうにもしっかりと御提示をした上で、最終的な選定作業をしっかりとやっていくというような考えでおりますので、そこについては精力的に今後進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

○日高委員 もともと教育委員会がやっていたことで、総合政策部がことしからフォローの形で入ってきたから、これ自体は松浦課長にどうのこうの言うことでもないのかなって正直思ってるんですね。ただ、私どもが思ったのは、知事が国体の誘致をしたいということで国にお願いに行った時点で、あらかたこういうことはやっておかなくちゃいけないっていうので、かなりあのとき教育委員会に対して遅過ぎるって

いうことで。だから、スピードを上げてやり直すってことだったんですよね。繰り返しになりますが、この12月にはある程度、そのぐらいのまとめ方にはなっておかないと。このまとめだったら、コンサルがやらなくても、教育委員会がやってもこのぐらいの中間取りまとめは出てくると思うんですね。

それと、いろいろ基準がありますが、この施設の面積がりましたが、これは、例えば競技場そのものの面積なのか。ここは陸上競技場、ここは体育館としての敷地面積なのかって、ここが微妙でちょっと違うのかなと。例えば、県総合運動公園は全体を考えると、もう相当な広さだから該当するのか、競技場そのものなのかっていうちょっとその辺を。各市町村の競技場によっては、いじらないかん部分が。何かを壊して、何かいじってそのものができ上がってるとか、そういったこともやはりあると思いますので、その辺についてはどう考えてますか。

○松浦総合政策課長 候補地の洗い出しのところのお話だと思いますけれども、それぞれ、まあ陸上競技場であれば、敷地としては8万平米ぐらい要するということがあるんですけども、当然駐車場とかも含んでおるんですけど。それぞれの市町村の持っている公園とかで、県とある程度連携してやっていきたいと思いますという要望をいただいているところについては、施設が少し取り壊しが出てくるとかというような場合も出てくると思うんですけども、そこについては、一応クリアできるというふうに現時点では思っているところです。それ以外の意向がないところについては、やはり空いているスペースで整備ができるかどうかという一応の検討をした上で、そこがなかなか難しいということであれば、除外をしたというふうな作業はしたとこ

ろでございます。

○日高委員 わかりました。ある程度市町村とそこら辺の協議は詰めているということですね。

それから、プールが候補地要望なしですよ。これはどう考えますか。要望なしっていうのは、やはり市町村がプールを受けると、受け損、維持管理費がかかるとか、そういうのがあります。だから、やはりそういったことであれば、この水泳競技、水球とか、いわゆるこういった水連関係の競技を、これから宮崎県が国体後も続けていくのであれば、例えば、どこか高校、強化校として、そこに併設してつくったほうが、いいやり方だと思うんですよ。競技団体は少ないと思うんですよ。強化校としてこれから育てていく、そういった施設としてもプールってなるのかなと思うんですけど、ちょっとその辺をどう感じているのか。

○松浦総合政策課長 プールにつきましては、一つには、どうも整備した後の維持費、特に屋内で整備をしますと、ちょっと高めの維持費がかかってくるということがありまして。そういったところを考えたときに、なかなか市町村からも手が挙がりづらい状況があったのかなとは思っております。これは県で整備する場合も、維持費をどうするかという問題もありますから、そういったことを含めて検討していかなきゃいけない状況があるという認識は持っているところでございます。ですので、ここについては、今こうするということはまだ出てきてはいないんですけども、整備費にどれぐらいかけられるのかとか、それから、維持費がどれぐらいに抑えられるのかというところを中心にまず検討をした上で、場所の選定に入っていくような形になるのではないかなとは思っているところでございます。

○日高委員 あと一つ、ちょっと言い忘れたんですが、この推計事業費もちょっとよくわからないんですよ。この数字が出てくるということ。基準は、他県の類似施設の平均だっていうことなんですけど、この辺については、いろいろ病院局でもあったように、数字がひとり歩きするなっていう気が。この数字は、これも今後もつきまとうのではないかなと思います。

体育館が70億と、プールがそれぞれ。これをざっと見ても、マックスでいうと500億近く、敷地も入れたりすると、相当な金がかかってきますよね。病院も今後出てきますよね。あと、防災庁舎も出てきますよね。坂口委員が一般質問で言った都城警察署とかですよ。向こう10年間でやはり必要な事業っていうのが、かなり箱物関係で出てくると思うんですよ。やはりこの辺は、この一つの陸上競技場だけとか、県立病院だけって捉えるんじゃないかと、あらかたその工程と金額が大体これぐらいは今の市場価格でかかるんだというのを、ある程度時系列で——これは総務なのかわからないですけど、その辺をやはりしっかり出してもらって見るっていうやり方のほうが。結局財源なんですよ。財源が確実にあるかないかというのが一番の判断基準になろうかと思しますので、その辺のそういったことがちょっとできるのか、提示をしてもらいたいんですよ。その辺をどう考えますか。

○松浦総合政策課長 今後の財政負担を考えたときに、これから10年間ぐらいのおおむねの期間の中でいろんな整備が出てくる状況でありますので、御懸念のようなところについてどう対応できるのかというところは、考えていく必要があるというのはもうもちろんでございます。施設全体のお話についてになってまいりますと、総務部のほうが所管をしてるということではあ

るんですけれども、我々といたしましても、全体的に県の事業がやっていけるのかどうかというところ、そういう観点も必要でありますので、連携して考えていくようなことはしたいと思っております。

ちなみに、この国体に向けた施設整備につきましては、それぞれ金額はこの程度というような類推の数字は出しておりますけれども、最終的には、基本計画なりをつくっていく中でどういう機能を設けていくのかとか、造成が必要かどうかとかいうことを整理をして、金額がおおむねこれぐらいというのが出てまいりますから、現段階では、他県の例から見てみると、これぐらいの数字になる可能性があるというような御理解をいただければありがたいなと思っております。

○日高委員 病院局のやつもあつたんですけれど、また同じ繰り返しを何かしそなんですね。ちょっと懸念してしまうんですよね。これが確実に根拠のある数字だったら、なるほどなと思ふんですよね。だから、この辺でやはり一つ、今後これはもう時間も——多分これからスピードを上げていくかと思ふんですけれど。それと、やはりこうなってくると、財源を考えたら、協力的な市町村とどう話し合っ、県が財源を少しでも出さない、一体的に市町村とやっていけるのかというところも、これもやはり今後連携して取り組まないかん。それは一つの基準になるのかなと思つてますので、その辺も含めてちょっと進めてもらいたいなと思つています。

○永山総合政策部長 まず、この数字の話、金額の話については、どのようにお出しするのが一番いいかということについては、我々としてもかなり悩んだところではあります。ただ、我々が教育委員会、あるいは、県内のさまざまな

方とディスカッションをし、検討をしているプロセスにおいて、おおむねこのくらいの金額は、多少増減する部分もあると思ふんですけれども、類似施設で見たらこのくらいかかるだろうということ、やはり頭において検討を進めているということは事実でございますので、今回プロセスを御説明する中で、他県の類似施設の金額はおおむねこうですということを示させていただきました。松浦課長が言いましたように、これが我々が想定する金額ということではありません。あくまでも実際には基本計画等をつくっていく中で、どのような機能を付与するかによって当然増減はしてくる前提の数字で、今現在こういうことを頭に置いて検討のプロセスにあると御理解いただければと思つています。

それから、もちろん非常に財政状況が厳しいですし、先ほど委員からもありましたように、さまざまなハード整備の必要性があるということ。それから、ハード整備が多くなって、ソフト的な取り組みができなくなるようでは、これはいけませんから、国体もハードをつくるのが目的ではなく、どう子供たちを育てていくかということのほうがずっと大事なわけですから、そういうふうなためにどのような運営をしていくべきかということは、しっかり考えるべきだと思つています。

全体的な施設整備がどうあるべきか、その計画はどうなのかということなどをどのようにお示しできるかについては、先ほど松浦課長が言いましたけれども、整備手法についても市町村との連携であつたり、あるいは、民間との連携であつたりということも含めて、いかに県の負担を少なくするのか、そして、少ない中でいい施設をいかにつくれるかという観点から、さまざまなことは検討すべきだと思つていますし、今さま

さまざまな工夫もしているところがございます。その辺もあって、先ほど委員からあったように、少しスケジュールが遅いのではないかということは、そのとおりではあるんですけども、さまざまな要因を分析し、研究をしているというところで、今この時点にとどまっていると御理解をいただければと思っております。

○日高委員 これから来年度に向かって、やはり準備室とか、もっと早いかもしれませんけれど、あらかじめ国体に向けての組織のあり方を、そこら辺も検討して、どういう組織体をつくれれば、スピード感を持ってしっかり県民に対して説明責任がしっかりとれる体制ができるのか。この辺を部長を中心にやっていただければ、今後、おくれた分を取り返していくっていうことが大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

○中野委員 今の関連ですが、他県類似施設からの推計で事業費を書いたということですが、今のところはそういうことだと思うんですが、やはり次には、その辺の他県類似施設というのは、いつつくったのかによって大分違うと思うんですよね。それで、また将来つくる時期によっても価格が変化する。いわゆる病院局の移転も、バブル時期が云々とか、東北の震災時が云々とか、それによっていろいろ違ったという話でしたし。我々が最初に決めたときには、職員がまだ考えた金額、専門家が決めた金額じゃなかったとかいろいろ言って、あんな変化になりましたからね。やはり次には、類似施設であっても、いつ、どこのをつくったらこうだったとか、やはりそのときのつくる時のコストが、基準価格がこうだったけれど、それまでを具体的に示して、我々も判断できるようなものを提示してほしいということを要望しておきたいと

思います。

それと、このプールです。屋外、一部屋内で、かなり価格差があるんですが、要望内容で国際大会の誘致も見据えたという場合には、これは全屋内型でないといけないということでしょう。この要望は誰がした要望なんですかね。どこからの要望で見据えたということになったんですかね。

○松浦総合政策課長 ヒアリングそのものは教育委員会のほうでしていただいているんですけども、この要望については、県の水泳連盟のほうからお話があったと伺っております。

○中野委員 いわゆるこの一部屋内でも、ましてや屋外であれば、この国際基準の大会はできないということですがね。

○松浦総合政策課長 国際大会になってくれば、基準としてはちょっとわかりませんが、基本的には屋内でずっとされている状況がありますので、例えば、全て屋外にしたときに国際大会を誘致しようとする、そこがなかなか難しいのではないかなとは思っております。

○中野委員 いわゆる屋外では国際大会が開けないということでしょう。基準が書いてあるということは。それと、一部屋内ではできるということで理解をすればいいんですかね。それによって我々の判断も、また、皆さん方の計画の取り組みも違ってくると思うんですよね。

○松浦総合政策課長 国際基準としての全屋内型プールとはなっておるんですけども、ぎりぎり行ったときにできるできないというのは、ちょっとそこまで詰めて精査できているわけはありません。これまでの事例でいくと、全て屋内でされているというふうなことがございます。

それから、一部屋内という場合でできるか

きないかということについて申し上げても、同じような状況がありまして、これまでの通例からいうと、全屋内というふうなことになるので、そこで誘致をしていこうというのは、なかなか難しいのではないかなとは思っております。

○中野委員 いわゆる今までの国体は、全て屋内のプールでやったということですね。

○松浦総合政策課長 国体についていいますと、屋外プールで開催されたこともありますし、そんなに全てが全て屋内でされているというわけではありません。国際大会という場合は、先ほど申し上げたような状況があるということでございます。

○中野委員 それは国際のことですね。それと、この過去10年間ぐらいの国体は、いわゆる屋外もあったということですね。

○松浦総合政策課長 はい。おっしゃるとおりでございます。2012年、岐阜県でされてるものについては、屋外となっております。それから、まだこれからのお話でいいますと、2018年の福井の予定のところにつきましても、場所としては屋外というふうなことがありますので、国体については、絶対に屋内でなければならないという基準はないということでございます。

○中野委員 屋内と屋外は7倍の差がありますからね。これは非常に検討すべきことだと思いますから、具体的な資料等を今後は提示しながら説明してください。お願いしておきます。

○星原委員 ちょっと関連で教えてください。今度のこの整備候補地ということで、陸上競技場、体育館、そして、プールということで上がってるんですけど。今一番の問題は、南海トラフが想定されて、この10年か20年か30年かわかりませんが、この候補地の中には、そういう津

波災害が起きたときの基準に入るようなところは、もう入ってないと理解していいんですかね。そこは除かれてると判断していいんでしょうかね。

○松浦総合政策課長 どこまでのものを想定するかということはあるんですけども、津波のマップのところに入っているものは、そのほかに大きな課題がなければという前提ではあるんですけども、このリストの中には含まれてはおります。

○星原委員 やはりこれからつくる施設は、ある程度、今度大会が終わった後の利活用の問題とかいろんなことも。競技だけじゃなくて、仮に地震が起きた場合には、そこがいろんな被災された方々が一時避難する施設に——体育館なんかの場合は特にそういう可能性がありますので、そういう問題とか、アクセスの問題とかを。今これからやるのであれば、いい条件のところを考慮しておかないと、いつ起こるかわからないということがありますので。それと、あと豪雨災害とか、河川が氾濫して、仮にそういう災害で施設がやられたりするわけでありまして、そういったこともやはり想定して、候補地選びは慎重にしてほしいなと思います。

○松浦総合政策課長 その検討の観点といたしまして、当然その災害にどう対応できるのか、大丈夫なのかっていうところ、それから、それ以外にも周辺環境がどうであるのかとかですね。周辺の住民の方々、住宅地に余りにも近いと迷惑になったりとかいうふうなさまざまな課題がありますので、そういったところを総合的に見ながら、一番いいところがどこなのかという検討をしてまいりたい、そういうふうな作業が必要であると思っております。

○星原委員 9ページの最後のところに今後の

スケジュールと書いてあるんですが。もう10年後に国体があることは決まってるわけですから、こういう施設整備をやるのに、じゃあ、1年前までにつくり上げるとしたときは、残りがあと9年とか8年とかなってくる。じゃあ、いつまでにどういった施設をどういう形でというのを決めておかないと。ずるずる先のほうに追いやられていくと、最後のほうがいろんなことで詰まって、つくる施設、あるいは、場所においても、いろんな課題が出てくるんじゃないかなと思ってるので。

もう後ろが決まってるから、いつまでにここまではやっていくんだという、そういうこの10年間なら10年間、9年間なら9年間の、施設ごとにいろんな競技種目ごとの、いつまでにはこうしていくんだっていうのをぴしっと決めておく必要があるなというのと。

市町村をお願いしてということになると、市町村が計画しているいろんな施設があった場合には、それと合わせて、県有施設でやるんなら県でやって、市町村といろんな財政的なものもあるかもしれませんし、あとの運営費とか管理とか、いろんなことも生じるかもしれないので、その辺の連携の取り方も早いうちに決めておかないと、あとになってやっちゃうと、またいろんな問題が生じるなと思ってるので、その辺についての考え方をもう少し。3年後までには決めるとかね。候補地が決まって、そして、新たにつくり始めたり、いろいろするわけですから、そういうスケジュールをもうちょっとはつきり出してほしいなと思うんですが、その辺については今どういうふう考えてますか。

○松浦総合政策課長 現段階の検討といたしましては、整備の大きな考え方として、現状のところで行くのか、分散で行くのかという最初の

ハードルがありますので、そこについての考え方を今整理をしている段階でございます。もちろんそのおっしゃっていただいたような形でのスケジュールリングでありますとか、それから、市町村とどこまで協力をいただけるのかとかいうようなお話とか、それは当然今の検討の中でもやっていく必要がございますし、仮にここで整備をしますというのを決めたときに、市町村との関係がある場合に、具体的にどういうふうな形で進めていくのかとかいう協議は、それから進めていくことになると思うんですけれども。

一旦はある程度の場所の選定をしましたときには、大まかなスケジュールリングをした上で、それにのっとなって整備等を進めていかないと、なかなか間に合わないんじゃないかなと思っておりますので、そこは頭に置きながら、これからの検討作業を進めてまいりたいと思っております。

○星原委員 最後にもう一点。さっき日高委員からも出たんですが、財源の問題が非常に大きいと思うんですね。この3つの競技だけじゃなくて、ほかの競技も結構あるわけで、そういうものも入ってきますので。どういう形で財源、体育館にしても幾らぐらいまでだったら可能かどうか。それに合わせた形の、予算の面から場所を選ぶ場合もありますよね。あるいは、県の土地があるかないかとか、市町村の土地があるかないか、新たに買わなくちゃいけないのかでも、また予算面で違ってくるので、早めにその辺のところが決まっておかないと、なかなか厳しくなってくるんじゃないかなと。

国体だけじゃなくて、先ほど出ましたように、県有ほかの施設、建物の耐用年数がきてるやつも結構あって、つくりかえもやらなくちゃいけ

ない。じゃあ、そういう基金をどういうふうにしていくのか、その辺のところあたりもやはり検討しておかないと、この10年の間には、もうどっちにしても出てくるわけですから。資金面のこともやはり置きながら、そして、総合政策、そして、教育委員会関連のそういういろんな団体のところとの連携をここがしっかりとって行ってほしいと思っております。

○永山総合政策部長 この資料で御説明したように、さまざまな御意見とか提案等をいただいているところでございますが、最終的には、9ページに挙げております視点、これに基づいて判断をすることになると思っております。大会の円滑な運営、特にその大会だけではなく、その後、子供たちがいかにそこでスポーツを楽しんでいくかという観点、あるいは、安全性の確保、そして、スポーツランドみやぎきは宮崎にとって大きな財産ですから、そのための新しいものをどうやってつくっていくのかという視点、そして、その他で挙げていますけれども、今いろいろありましたような整備費用、市町村との関係、民間との関係も含めて、いかにここを捻出していくのかと、かなり複雑な構図になっておりますので、まさに今、さまざまなことが我々の中ではディスカッションが行われているという状態でございます。間に合わないというのは一番いけないことですから、しっかりと方針は定めたいと思っております。

最終的には、さまざまな御意見がありますけれども、行政として、執行部としての判断をしっかりとした上で、議会に御説明をして理解をいただくというプロセスを経たいと思っております。そこが余り時間がかからないように、なおかつ、ただ検討すべきことについては、全て頭に入れた上で、納得性の高い判断ができるように、そ

ういう努力を今してるというところでございます。ぜひ御理解をいただければと思います。

○星原委員 よろしくお願ひします。

○日高委員 遅いとか、早いとか、いろんな話があるんですけど、結局体育館にしても、プールにしても、陸上競技場にしても、多分とっかかってから終わるまでの時期が違うと思うんですよね。体育館だったら2年ぐらいでできるとか、陸上競技場だったら3年でできる。だったら、どこまでにできればいいのかということは、逆算する方法もあるんですよね。そういったスケジュール管理の中ではですね。だから、そこら辺もあるので、議長が言われたようにスケジュールを。しっかり出すことがもう一番なのかなと思っております。

それと、ちょっとイメージだけでいいんですが、今度3月に、2月補正で整備方針案の説明ということですが、これはどこまで、例えば、今回のこの中間報告がどこまでまとまるのか、どういうイメージをここら辺で描いとけばいいかを。

○松浦総合政策課長 これからというか、現時点でもさまざまな検討をしているところでありますし、場合によっては、市町村の御意見を直接伺ったりということもしている段階ではありますけれども。課題が結構あるもんですから、どこまで内容を詰められるのかっていうふうなところにかかってくると思います。ベストは、どこにどういった施設を整備します、どういう機能を付加しますっていうところまで行ければいいのかなと思ってるんですけども、状況によっては、候補地が1つに絞りきれないような場面もないとは言えないと思っておりますので、そこはこれからの検討になると思います。

仮に2月議会の段階でそういうふうなことで

ありまして、最終的には選定をしなければなりませんので、途中経過になるかもわかりませんし、ある程度確定したものの、確実にできたものとして御説明できるかもわかりませんし、ここはちょっと今からの、どれだけ内容が進んでいくかというところがあるものですから。ただ、基本的なところは、かなり絞り込んだ形に持っていきたいとは思っております。

○日高委員 今のこの流れでは、多分3月の、この2月補正の時点で決定するっていうことは、結構難しいなと思う。それから、あらかた、じゃあ、ここからどう消していくのかっていう作業になってきますよね。ふさわしいところをよりやっていかなくちゃいけない。だから、2月補正のこの整備方針案をしっかりと、極力絞ってほしいなど。例えば最低、3カ所ぐらいとか。そのぐらいのイメージをやはり持ちたいんですよね。

ですから、相当これから市町村との協議が早くなるし、当然市町村の意気込みも必要だと思うんですね。市町村は、やるからには、自分たちはその土地で維持管理もしていかないかんわけですから、市町村もお金出せば、ちょっとやはりやらにゃいかんという気持ちになる。全部県に任せますと、県がつくってきて、県が全部その維持管理もしてくれる、そういうのはあり得ないと私は思っていますので。そこら辺を含めて、これは当然教育委員会もいることなんですよね。そこら辺のうまい調整をしていかんと。教育委員会には、なかなかやはり難しい部分があると思うんですよ。だから、部長がどうリーダーシップをとっていくのか、そこら辺にやはり一つ鍵があるのかなと思いますので、要望として。

○永山総合政策部長 2月議会の段階でどこま

で絞り込みできるかということについては、まさに今検討している段階ですので、明言はできませんけれども、おっしゃったように、できるだけプロセスとしても判断がいただける状態につくり上げていきたいというふうな気持ちは持っております。その段階でまだ最終的な絞り込みができないとしても、次のステップにおいては、ではここでいうことができるような努力をしていきたいなとは思っております。

これを進めるには、今委員から御指摘があったように、さまざまな方とのディスカッション、意見交換も必要になります。利害関係もあるということもありますので、まさにそこについては、我々総合政策部がしっかりと働き、機能を果たさなければならないと思っておりますので、我々中心に教育委員会としっかりと連携をして、なおかつ財政問題というのがありますので、総務部とも連携を図りながら検討を加速していきたいと思っております。

○日高委員 ありがとうございます。要望。それがわかってるから、もうそういう体制を引いてやったほうが、今の体制で行くよりも早いと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員 今の関連するようなことですが、整備課題のところの例のリスク関係ですよね。これは津波災害と、それから、土砂災害は想定されてるんですけど、もう一つ、最も大きいことで抜けてるのが、今回の益城でもそうですけれど、その前の福島、長野だったですかね——人口密集地はもう必然と平地になりますよね。都市部は、河川に近いような平野部です。宮崎でも大淀川周辺とか標高の低いところ。ところが、ここらの地盤は、6,000年ぐらいの歴史しかないんですよ。結局、縄文時代あたりの水位、上下の海面水位の30センチぐらいの変動

と、暴れ川が運んできた流出土砂の堆積ですね。それを押し出しながら州ができ、州がつながっての平野、そこに人が張りついたってということで、具体的には、これを沖積層って言いますよね。きのうの一般質問でもやったんですが、沖積層なんていうのは、もうN値って言って、片方の基準ですけど、これが5以下の非常に軟弱地盤だから、地震で揺れるんですよね。地震は距離だけじゃなくて、地盤で震度が違う。だから、今度の熊本でも、益城あたりが7揺れたのに、近いところで5。住宅の倒壊率からいくと、その7のところは、益城の上ではないんですけれど、もっと高かったもんですが——福島とかでは、沖積層の上は50%ぐらい倒壊している。それを離れると、全壊住宅とか倒壊住宅は1%ぐらいなんですよ。

宮崎市でもどこでもですけど、地防計画を組んで、地防計画の中に、万が一これだけの地震のときの死者数は何百人とか、その何百人はそこで死んでる。火災ですよ。火災になったところは、アクセスはもう全滅ですよ。津波も全滅。すると、競技場をつくってても、そこはもう使用が不可能ですよ。だから、地防計画がここに入ってきて、そして、やはりある程度そういうものが周辺で起こっても、その施設自体が被災じゃなくて、アクセス自体が可能かどうかというところからやってかないと。施設は健全なものを金をかけてつくりました、ところが、そこに行くすべがありませんではダメですね。そうすると、かなりやはり今回のこのいろんな要望を聞きながら場所を絞り込んでいくと、おのずと危険な場所、沖積層の上に建ててしまう、つくってしまうということ。やはりこれは、沖積層で地盤がしっかりして被災しにくい。だから、過去の例を見て、家が壊れていないよう

なところ、火災が発生していないようなところ。これは津波と同じぐらいやはり——津波の可能性よりも、現実味は地震が高いです。津波は、万が一来たらってということで、来る可能性の話だけれど。どちらとも警戒しなきゃいかんけれど、その地域防災計画の中での住宅全壊、火災発生率、ここらはやはり大切。やはり入れていかんといかんじゃないかなって気がしますね。それが一つと。

今回でもお金の問題とか、いろんなことでなかなか大変なことになってくるんですけど、そういうやはり情報がある程度管理しながらやっていかなければならない。誘致もあるもんです。でも、そこらにある程度緩めながらもいいってというのは、やはり最初から市町村と相談をして、そのかわり応分の負担も要るよってということで誘致をやってって、決まったら、やはりそういう負担っていうか、財政的なものもですね。そういう誘致の仕方も今後ひとつ必要かなと。今度はなかなかお金がきつくなってきましたね。これは2つの要望でもいいし、何か部長にコメントをいただければ。

○永山総合政策部長 地盤の問題について、今回の本会議も通じてさまざま重要だなということは、私も認識をしたところでございます。きょう御説明した絞り込みの整備課題のところ、今現在想定してるものはこういうことですが、今後具体的に土地を、場所を選定していくプロセスの中で、今回議会で問題になったようなこと、あるいは、今委員から御指摘があったようなことについても、頭に入れながら対応してまいりたいと思っております。

それから、財政問題で、市町村については5ページにありますように、今回意向調査を行ったときには、県内市町村に対して手を挙げます

かという問いではなくて、県と連携した施設整備の可能性、場所も含めてどこかありますかという間をしているところでございます。もちろんどの程度の連携なのか、どの程度の市町村の負担なのかは、もちろんこれからということでもありますけれども、照会については、一定程度の協力をということはある程度前提にしながら照会をしたところでございます。ここから候補地を絞る、そして、ある程度絞れたところで、その市町村とどのような協力ができるのかということ具体的に話し合いをしていくという手続をとっていくことになってお思います。

繰り返しになりますけれども、やはりしっかりと予算を抑えながら、なおかつ将来的にいい施設で、そして、ソフト面でもしっかり活用できるようにするためには、今がとても大切な時期であると思っておりますので、県の計画的な予算、それから、市町村との連携、そして、民間の活力、このあたりを頭に置きながら、さまざま検討してまいりたいと思っております。

○日高委員 文化文教課長に確認。国民文化祭をやる施設は、現行施設で大丈夫っていうことで理解してよろしいでしょうか。

○神菊文化文教課長 施設につきましては、今後の基本構想策定でありますとか、実施計画の中でいろいろ議論されるべきとは思っておりますが、現在の時点で申し上げますと、新たな施設までは要らないのかなとは思っております。現行の施設を十分活用しながらやっていくと。ただ、もちろんある程度の補修でありますとか、改造といったことは生じる可能性はございます。

○来住委員 国体の問題なんですけれど。一つは、4ページに示されてます施設の規模が体育館、競技場、プール、3つありまして、その

中に、現在の既存の施設、そして、仕様・規模の欄があります。この仕様・規模についてですけど、これはもう最低基準であるために、これより小さいとかいうことは一切認められないと理解してよいのかどうかを、まず確認したいと思えます。

○松浦総合政策課長 まず、競技をする場所についてですけど、例えば、陸上競技場のトラックでありますとか、フィールドにつきましては、それぞれのレーン数が最低9レーン以上とか決まっておりますので、ここはクリアをどうしてもしなければならないと考えております。その下のほうに、観客席で2万から3万と書いてありますけれども、ここについてこれぐらいの来場者数があるという想定になっておまして、これを例えば、一部仮設でつくるとかいうような対応等は出てくると思っておりますので、これを全て完全にクリアしなければならないかどうかということになってくると、そこは工夫のしようはあるのかなとは思っておりますが、競技に関する部分については、一応これが必要な基準だと考えております。

○来住委員 例えば、体育館ですけど、バスケットが4面、バレーが6面と、こうなってるんですけど、これなんかももう最低なんですか。最低基準なんでしょうか。

○松浦総合政策課長 国体の基準としてこういうふうに示されておるようでありますので、ここについては必要であろうとは思っております。先ほど申しましたように、観客席なり、その他の施設の分については、必ずしもというところもありますので、そのあたりで工夫ができるかどうかという余地はあるのかなとは思っております。

○来住委員 国体が終わった後、例えば、バス

ケット4面、それから、バレーを6面同時に活用すると——県体育大会だとか、そういうときには使われるのかどうかわかりませんが、実際必要なのかどうかという心配をするんですけど。例えば、バスケだって4面だったら2面にして、あとの2面はほかの施設で利用してもらおうとかはできないのかどうか。そこ辺はどうなのかなと。つまり、終わった後が、今後も実際それだけの施設が必要なのかどうかというのがあるものですから、お聞きしてるところです。

○松浦総合政策課長 国体後の活用についてのお話も含めた御指摘だと思います。どう活用していくかということについては、また別途検討していく必要があると思っておりますけれども。例えば、体育館についていいますと、天気が非常に悪い場合の開閉会式場にもなるというふうなことでありますので、そういった意味合いでいうと、それなりの規模は必要になってくるとは考えているところでございます。ただ、御指摘のように、その後の大会の実施なり、あるいは、イベント等に活用できないのかというところでのその後の活用も含めて、検討はしていく必要はあると思っております。

○来住委員 いずれにしても、競技を行う上での、例えば、陸上競技で、トラックだったら400メートルの9レーンだとか、そういう最低基準があるんですが、そういう基準が設けられているわけで、その点でのこういう施設をつくる上と、それから、実際に国体をやるときの運営費だとか、施設運営とか、そういうものに対する国の補助というんですか、基準というのがあるんでしょうか。

○松浦総合政策課長 施設整備に関しましては、それぞれ交付金制度でありますとか、補助制度

とか、例えば国交省の社会資本整備総合交付金でありますとか、そういう活用できる可能性があるものはありますけれども、国体についてということであれば、ないということでございます。

○来住委員 そうすると、この3つの施設を今からつくっていくわけですが、これは全て県費でつくることになるんですか。国は全くないわけですか。

○松浦総合政策課長 国体ということで施設整備についてストレートなものはないんですけれども、公園整備の中での国の交付金でありますとか、そんないろんな補助金等の制度はありますので、そういったことを活用しながら整備をしていくことになるだろうと思っております。

○来住委員 膨大な資料になるのかどうかはわかりませんが、とにかく、全く無でわからないですから、具体的にそういう、例えば、一つの競技場だとか体育館をつくる上で、いろいろなパターンの補助があるんだろうとは思っていますよ。今言われたように、国交省だとか、文科省とかいろいろあるんですけれども、何かそういう一覧表みたいな、どんな制度があるのかも知らないものから、それを何かいくつか提示していただければ。まあそれは見てもわからないでしょうけれどね、実際。わからないでしょうけれど、細かいところまでなくてもいいんですけれど、どういう制度がありますよという程度ぐらいは何か教えていただきたいなというのが一つ。

それから、もう一つ。いずれにしても、どうもこの3つの施設は新たにつくるということになると思うんですけれど、そうすると、既存の施設をどうするか。解体するのかどうするのか。それは今後の課題になるんでしょうか。そのの

確認をしておきたいと思うんですけれど。

○松浦総合政策課長 まず、補助制度について簡単なものでよろしければ、また別途資料なりができればなどは思っております。

それから、既存施設のお話でありましたけれども、ここも含めて今回検討していかないといけないと思っておりますが、2月議会の段階までにそこまで整備できるかどうかはちょっとわかりませんけれども、今回の検討の中で、そのまま置いておくのか、解体するのか、別に利用するのかっていうふうなところを含めて、そこは合わせて検討していきたいと思っております。

○来住委員 もう一つは、確認ですけれど、第3次みやざき男女共同参画のプランの問題で。まだしっかり読んでないもんですから、まことに申しわけないんですけれど。私が思うには、御承知のとおり、男と女という2つの性に分けられると、違和感を感じる方々がいらっしゃるわけですね。つまりLGBT、性的少数者の問題は、今、見た中では出てこないんですけれど、そういうものは、このプランの中には必要ないのかなと。そういう性的少数者の方々がこれに接したときに、やはりもう少しそこは何か配慮があっているのかなと思うんですけれど。ただ、そういう問題は、男女共同参画のプランではなくて、全く別の問題として考えたほうがいいのか。それとも、やはりこの男女共同参画のプランの中にも、そうした問題も当然1項目あっていいのではないかなって思うもんですから。勉強不足で、どこかにあるかもしれないけれど、そこら辺の意見をちょっと求めておきたいと思えます。

○弓削生活・協働・男女参画課長 委員おっしゃいましたように、最近LGBTということ

で、そういう方の報道なりも含めましてあるわけでございますけれども。これにつきましては、最近の社会経済情勢の変化を捉えるということで、今回のプランの中に新たに盛り込んだということでございます。

13ページの施策の基本的方向、右下の(24)とございますけれども、高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備ということで、「等」という中にLGBTも含めました。実際には具体的施策ということで内容を入っております。

具体的にそのプラン、素案をちょっとごらんいただければと思うんですけれども、別冊のプランの57ページ、右上、重点分野9と書いてございます。困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備ということで、基本的な考え方の中に、枠内でございますが、7行目ですか、「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合」、こちらがLGBTの記述でありますし、具体的な施策としましては、58ページの左上、●の2番目に、「性的指向や性同一性障害などを理由とする差別や偏見を解消するため、教育・啓発活動を推進します」ということで、今回新たに、この計画の中に盛り込んだということでございます。

○来住委員 勉強不足で、読んでなかったことが暴露されましたね。ありがとうございました。

○日高委員 検討の視点で、②の安全性の確保。「国体に続き、全国障害者スポーツ大会が開催されるため、その開閉式会場については、特に安全性の確保を図る必要がある」というところ。前の説明では、障害者スポーツ大会の開会式は人がいっぱい集まるから別な会場でって説明を受けたことがあります。ここじゃないですよ、違うところで。そうすると、津波が心配されて、

大きな問題が出てくるようになって。これについては、障がい者団体の競技、ないし、開閉会式があるときに、地震や津波が発生したときに、もうそのもの自体が避難所と。言ってみれば、これについては、避難をすることのない施設だ、こういう場所が必要だということに理解してよろしいんですね。

○松浦総合政策課長 ここの中で、そこまで盛り込んでいるということではなくて、特に、通常の競技をする場所ということであれば、ある程度の避難対策でありますとか、そういったところのソフト的な対応も含めて対応が可能だろうと思うんですけれども、特に、障がい者大会の開閉会式はかなりの数の障がい者の方々が来られますので、その安全確保については、この中では特に考えておかなければならない視点として整理をしているものでありまして、その対応としてどういうふうにしていくのかというのは、個々の会場選定なり、そういったところと合わせて、検討の一つの視点として持つておくというような意味合いでここに書いておることによってございます。

○日高委員 やはりこれは重要なことだと思うんですよね。例えば、開会式、閉会式、人がいっぱい集まるときに、宮崎の国体でやると、もしかしたら、地震があつて、南海トラフで、ここは水害の危険性があるみたいだつてなれば、やはりそれはちょっと問題だと思うんですよ。向こう50年ぐらい、今後長年使っていく。びしゃつとしたもの、風水害にも災害にも大丈夫な、そういったしっかりしたところに、そういった競技場というのは必要であると。メインスタジアムは特にですね。ここについては、この文言自体が初めて出てきたことなので、ここら辺は福祉保健部なんかは特に重要視するところだと思

いますので、あらかたそこら辺のことも入れながらやっていただければ。この辺については、ニュアンスとしては十分理解をいたします。

○満行委員 ちょっといいですか。特急のワンマン化は一言ぜひ申し上げたくて発言をします。JR九州が株式上場することによって、不採算分を減らしたい、削減したいということで、この日豊本線の特急のワンマン化というのは出てきたんだろうと思うんですけれども。JR九州自体は、本業は赤字でも、それ以外の事業は相当経営が安定をしてるというか、黒字化してるということで、問題はその本業が赤字だということなんですけれども。

ただ、分割民営化するとき、三島会社の経営安定基金を交付してもらってるわけですよね。三島の北海道、四国、九州が不利だから、その赤字補填として1兆円を超える、JR九州でいけば3,870億円の安定基金の交付を受けて、なおかつ機構に対して貸し付ける。機構は3%を超える利回りで、それに今応えてるのは税金で、その赤字部分である本業を支援をしている。今回、JR九州は、株式上場するこの3,870億円の基金は返さないと言ってるわけで、ということは、税金でカバーはできないはずがないというか、カバーしないといけないんだろうと思うんですよね。

本業以外では儲かってる。本業が儲かってない。株式上場するから儲かってないところって言うけれど、要は、3,800億円は税金なわけで、その税金を持ちながら、この日豊本線の一マン化をして経費削減をとるというその方向性が、やはり私はおかしいんじゃないかと。運行業者である最大の課題、やらないといけないのは、やはり安全安心の確保だと思うんですよね。そのコストを削減をするということと、この経営

安定基金との関係も考えれば、今JR九州がやろうとしていることはやはり間違いではないのかなと思うので。

ぜひ、先ほど部長が直接本社に行って要望されるとおっしゃったんですけども、相当な税金をJR九州が民営化してもやってるということですので、社会的には借りがあるから、そのこともしっかりやはり訴えていただきたいと思っております。

○永山総合政策部長 JR九州は、今回のワンマン化についても、効率化云々というだけではなく、前回青柳社長とお会いしたときに、このワンマン化の話はもちろん出てませんけれども、路線を維持する努力をしたいと。そのために経営改善、収支改善の努力はしたいというふうな話はいただいたところです。ですから、今回のも、直接は会ってはいませんが、説明としては、路線を維持するための手段として検討をしているということでございます。その辺をしっかりと聞いていきたいと思っておりますが、委員から御指摘があったように、路線維持のための基金がしっかりあるわけで、そのあたりをうまく活用しながら。

何よりもやはり大事なものは、さまざまな経営努力をしていただくのは、経営判断として私はあり得ると思っておりますが、使う方、あるいは、地域にとって安全安心がいかに担保されてるのかと。特に、南海トラフ等のさまざまな心配があるこの地域において、本当にそれが安全安心なのかということについては、もう少ししっかりと捉える必要がありますよということについては、強く主張をしていきたいと思っております。それでなければ、経営安定化のため、路線維持のための利用者の増ということについても、不安がある中では図れませんよということについては

しっかりお伝えをして、冒頭で申し上げましたけれども、極めて慎重に検討していただきたいということについては、お伝えをしていきたいと思っております。

○坂口委員 関連して。これはなかなか時間も長いし、判断も難しいところですけど、完全民営化に移行したということ的前提にですよね。やはりどうしても収支というものが、存続か撤退かの大きい判断材料に——これはもう常なんですけれども。それを見極めたとき、部長の説明のように、やはりより総合的な意味で、利用価値が上がる、信頼性が上がる、だから、安全安心担保ですね。それを経営者側のほうが示さないと、行政が積極的に推進、利用を高めていくような取り組み、活用しようというような取り組みなんかもなかなかできない。

あそこの活性化を求めようとするためには、やはりそれをしっかり先行で投資していただきながら、行政はそれを後追いで、県民の利用を高めていくような取り組みが一つ必要と。それと同時に、長期的にそこらの分岐を見定めながら、場合によっては、また道路交通網を積極的に進めていくとか、かわりの移動手段を、代替網を次に整備していくための施策を展開していくという。やはり難しい問題で、それはもう、あそこが民営化になった時点で宿命的に来てると思うんですよ。だから、そこらも含めて、また今後ぜひ取り組みを間違いのないようにしていただきたいなと思っております。

○永山総合政策部長 株式上場に伴って、さまざまな不安があります。特に宮崎県内の路線は、いずれも利用がなかなか進んでない、他県に比べると少ないという事情もありまして。いろいろな不安が私たちの中にもあるということで、一般質問の答弁でも申し上げましたけれども、J

R九州といかに密接な関係をつくって、そして、地域の実情等をしっかり理解してもらおうかというのが極めて肝要であると思っておりますし、逆に、JR九州がさまざまな投資を宮崎で行うことによって、路線の維持等も図っていくということも、また合わせて必要であろうというふうに思っています。あさっての要望活動もそうですけれども、さまざまなことをチャレンジをしていきたいというふうに思っております。

今後の高齢化社会等を考えますと、やはりこの鉄道というのは非常に重要な交通機関であると思います。また、環境面でも優しいということもありますので、県民の利便性の向上のために、いかに鉄道も維持していくのかという観点を持ちつつ、ただ、厳しい条件の中で上場してしまえば、株主利益というのが出てきますので、厳しい判断を迫られることもあり得るかもしれないということは常に頭に置きながら、そのときに県民の足をいかに確保するのかというのは、行政として、執行部としてしっかり頭に入れておかなければならないと認識をしております。

○坂口委員 そのとおりでとは思いますが、公共性の高いものに対しても、以前は安定株主ってということで、やはりしっかり一体の関係にあった。今は、株主から見ると投資先なんですよね。やはり株主が最終的な決定権を握っているということで。先行して進んだのが宮崎交通の路線バスだと思うんですね。そこらをやはり念頭に置きながら、より理想的な方法を確保するというのも、それはもう最優先しなきゃだめなんですけれども、背に腹はかえられないというものが一つあるってことを頭に置きながら、総合的な交通網をしっかりと確保する中の、やはり大局を見ながらってところをぜひ。

○中野委員 このことは、JRは検討をしているということを出しているんですよね。しかし、JRは、もう県と変わらんぐらい頑固ですからね。一度決めた方針は、検討と言えどもなかなか変更しようと思わないから、不退転の決意で臨まれないといかんと思うんですよ。

それを前提で、これは特急をワンマン化にしたいという検討ですがね。日豊本線は、特急はどういうのが走ってるんですかね。吉都線はほとんどがワンマンですよ。その辺の違い等を教えていただけませんか。

○野口総合交通課長 JR九州からは、部長が答弁しておりますように、ワンマン化については、さまざまな経営安定化のための一つの選択として検討を行ってる段階であるということ聞いております。今御質問のございました日豊本線につきましては、4両、5両、6両、それぞれ3種類の特急電車が走っております。今それぞれがいくつちよっとデータを持っておりませんが、現状としては、その3種類の特急が走っているということでございます。

○中野委員 いや、特急ばかりで、吉都線なんかは、あれは特急じゃないでしょう。だから、ワンマン化じゃないの。そういう種類があるんじゃないの。それを、昔は準急とか急行とかありましたよね。一般という呼び方があるんですかね。その違いと、どこ辺までが今はワンマン化になっているのかですよ。両編成でもいろいろあるんだと思うんですがね。

○野口総合交通課長 今ワンマン化されているのは、いわゆる2両の普通列車ということで、よく見かけます白い2両編成の電車でございます。特急列車につきましては、にちりん号、それから、特急ひゅうが——特急ひゅうがにつきましては県内ということで、主に延岡～宮崎空

港間、それから、にちりんについては、大分～宮崎空港間を走っている特急でございます。

○中野委員 普通列車と特急列車の2種類があるということで、私はそれを聞いてるんですけど。2種類あって、普通列車はもう2両編成のみなんですけど、そしたら、それはワンマン化ということですか。

○野口総合交通課長 普通列車につきましては、2両でワンマン化ということでございます。

○中野委員 これは特急をワンマンに検討中ですが、これは宮崎県内だけをそうしたいという話で来てるわけですか。

○野口総合交通課長 そこにつきましては、まだ説明を受けておりませんので、今後確認をしてまいりたいと思っております。

○中野委員 だから、不退転の決意で。安全性が第一ですからね。きのうも太田議員は、議員になってから今まで1人で700万円出してたっていうから、このJRを利用する人が通勤費を出してるんでしょう。延岡やら、日向やら、かなりの人が利用してると思いますけど。1年間そういう通勤費等でどのくらい県は出してるんですかね。

○野口総合交通課長 幾ら出してるかちょっと存じ上げておりませんが、日豊本線自体が乗降客で年間約1万8,000から1万9,000の利用があるという、これはトータルの数でございますけれども、そういうデータは把握をいたしております。

○中野委員 職員がJRを利用した場合の通勤費は出してるんですかね。

○野口総合交通課長 通勤手当ということで、一定の支給はされております。

○中野委員 そのぐらい把握して臨まれないと、太田議員もきのうは700万を強く言って、戻して

ほしいようなことも言われましたがね。やはりそのぐらいの不退転の決意がないと。部長、明後日でしたか、行かれる際には、相手は県以上か、県と同等ぐらいの頑固ですからね。一度決めたことは変えないから——そんなふうに臨む必要があると思いますよ。材料として把握しとっていってくださいよ。

○永山総合政策部長 さまざまな実情、数字等も把握した上で、不退転の決意を持って、相手に対しては柔軟な体も示しながら、頑固に交渉していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○二見委員長 最後に、ちょっと私のほうで一つ。一つというか、二つなんですけれども、まず、ちょっと各論的なことなんですけど、例えば、この今回基準を示していただいたわけなんですけれども、体育館でいえば、サブアリーナのところは現施設と同程度のものであればいいというふうになってるわけなんですけれども、であるならば、大体70億円程度の事業費が必要だとなっているんですが、これはそういうサブアリーナとかも含めてのこういう金額設定なのか、メインもサブも両方つくっての金額なのかとか。あと、例えば、プールであれば、これもメインはちょっとあれでしょうけれども、補助プールなんていうのは、基準だけ見れば、2センチはつることができれば、もう基準をクリアしてしまうのかなとか、そういう対応もできるのかなとか、そこ辺まで本当細かいところまで気になってしまうわけなんですけれども。

やはりいちばん大事なところは、この検討の視点の(2)のところなんだと思うんですよね。これからの若い世代の育成とか、今後の活用等について考えなければならぬというのであれば、ある程度場所を選定していく上でも、ここ

を今から検討をしていくっていうよりは、この背骨となる柱というものは、もうつくっておかなければならないものなのかなというふうに思います。これを特に2月議会の中で、整備方針の案として出させていただくまでの約3カ月間の間で、この宮崎県内のスポーツというものをどういうふうに今後進めていくかという大きな構想なんだと思うんですよね。前回の国体のときには、やはり宮崎の総合運動公園というものをつくって、そこでいろんな大きな大会とかを宮崎の地に呼んできて、この宮崎県内のスポーツの振興、また、地域の活性化というものを図っていききたいという大きな方針があったんだと思うんです。それが今度は、業界団体等、競技団体等としては宮崎市一極のほうがいいというのもあれば、やはり各地域に分散型でやってほしいという意見もあるわけなんですよね。これは、ある意味でも大きく両極端な考え方であるのに対して、じゃあ、県というものはどういうふうに考えていくのかっていうところが非常に大きいものなんだと思います。

最近よく中心市街地とかのまちづくりっていうので、都市には重心が必要なんだというようなことも言われてるんですよね。重心っていうものを前回のときには、あそこの青島のほうに置いた考えがあったわけなんですけれども。じゃあ、これからのスポーツを振興していくに当たって、いろんな競技がある。施設も必要であると。おそらく県内で一番いい施設ができてくる。その中で、じゃあ、どこにどういうものを置いて、このスポーツ振興を図れるのかっていうのが、一番大きな重要な柱になるところだと思うので、この考え方をどこまで3月あたりまででできるのか、いつごろにこの検討を終了させて、県としての方針を出されようとしている

のか、そこ辺が非常に気になるポイントだなと思ったものですから、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○松浦総合政策課長 まず、最初のところの御質問ですけれども、事業費の類推の金額につきましては、それぞれの表に掲げてある施設機能を全て整備した場合の金額ということで、ここに計上しております。仮に、これから多少節約できるとかいうような場合については、金額が多少変わってくるということがございます。

それから、2つ目の御指摘であります。国体後の展開をどういうふうに図っていくのかということでございます。これは非常に重要な視点だというふうに思っております。現段階では、そういう視点でどう図られるのか、次の展開をどうしていくのかっていうことも合わせて、場所を選定と合わせて検討していかなければならないと思っておりますけれども、2月議会の時点で、それが最終的な形としてお示しできるかどうかというのはわかりませんが、ある程度の方向性というようなものは整理をしていきたいと思っております。

ただ、そのときの絞り込みが完全にできていないというような場合には、幾つかの候補地というのが出てくるかもわかりませんので、それぞれについてどういうふうな考え方でというふうなところまで、どこまでお示しできるかわかりませんが、基本的には、同時にそういったところを考え合わせながら選定をしていくということで、次の段階として基本計画なりをつくっていくこととなりますので、その中にははっきり提示をしていくということになると思っております。

○二見委員長 候補地がどこに決まったかという、幾つか残ったとしても、そのスポーツラン

ドみやぎきの構想としての考え方っていうものは、もう本当どんどんははっきりと絞っていかねばならないと思うんですね。そここのところを今後の検討として。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） スポーツランドみやぎきをここまで十分進めてきて、それなりの成果が上がってるものと私は思っております。その大きな成果の土台となったのは、やはり木花の総合運動公園であろうと。先ほどこの総合運動公園の施設を、その整備をどうするのかという御質問もございましたけれども、やはりこの財産は非常に大きいものでありまして、スポーツランドみやぎきの今後についても必要なものではないだろうか、個人としては思っております。

ただし、今現在のスポーツランドみやぎきの課題といたしましては、やはり通年化、そして、全県下、他種目化という3つの課題がいつもつきまわっておりまして、全県下というスポーツランドみやぎきの課題に対応するためにも、今後の施設整備については非常に慎重に考えていかなければならないと。今まで集中してきたこの土台と、その課題の解消に向けてどういうふうにするか、鋭意検討してまいりたいと考えております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時6分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○桑山総務部長 総務部でございます。よろしくお願いいたします。

本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により、御説明を申し上げます。

まず、資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

平成28年度11月補正予算案の概要でございます。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は2件ございます。

まず、1の議案第1号「平成28年度一般会計補正予算（第6号）」についてであります。この補正は、国の経済対策の実施に伴うもの、その他必要とする経費につきまして措置するものでありまして、補正額は、一般会計で312億4,081万円の増額であります。

このうち、国の経済対策の実施に伴う経費が305億3,962万円となっております。また、この補正による一般会計の歳入財源といたしましては、国庫支出金が188億5,049万9,000円、一番下の県債が98億320万円など、ごらんとおりとなっております。

次に、2の議案第18号「平成28年度一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

この補正は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う所要経費を措置するものでありまして、補正額は、一般会計で9億5,544万7,000円の増額となっております。

また、この補正による一般会計の歳入財源と

いたしましては、下のほうの義務教育に係る国庫支出金のほか、地方交付税を8億3,292万8,000円を充てております。

この結果、11月補正後の一般会計の予算の規模は6,260億1,504万円となります。

2ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計の款別の内訳でございます。中ほどに、11月補正額の欄がございますが、議案第1号のほうは、下にありますように、312億円余の補正額のうち、主なものを申し上げますと、まず、上から3番目の民生費でございますが、社会福祉施設の防犯設備の設置関係、それから、4番目の衛生費は、医療施設の防火・防犯設備の設置の支援をそれぞれ行うものであります。

1つ飛びまして、農林水産業費であります。土地改良事業や森林整備事業などの公共事業のほか、農林業の競争力強化や収益性の向上を図るために、ハウスや集出荷貯蔵施設、牛舎などの施設整備及び高性能林業機械等の導入の支援などを行うものでございます。

1つ飛びまして、土木費であります。道路改良事業や河川事業、高速道路等の国直轄事業負担金などの公共事業となっております。

このほか、経済対策に伴う経費以外の経費といたしましては、地方創生推進交付金を活用した事業といたしまして、農林水産業費の中で、農水産物の機能性解析体制の整備、それから、商工費の中で食品製造業者の販売力強化のためにビジネス情報の一元化を図る事業が含まれております。

また、土木費には、熊本地震を受けまして実施いたしました緊急点検の結果を踏まえまして、緊急輸送道路のり面防災対策を行うための県単公共事業が計上されているところでございます。

次に、議案第18号の関係につきましては、それぞれ人事委員会勧告等を踏まえた一般職及び特別職の給与改定に伴う経費を計上しているところでございます。

予算議案については以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明申し上げます。

資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

まず、議案第7号「職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」であります。これは、雇用保険法等の改正に伴いまして、国に準じまして失業者の退職手当制度の改正を行うものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは、火薬類取締法に基づく知事の権限の属する事務の一部につきまして、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市町村に権限の移譲を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

議案第13号「当せん金付証券の発売について」であります。

これは、平成29年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることにつきまして、法の規定により、議会の議決に付するものでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第23号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部

を改正する条例」でございます。

これは、平成28年4月の県の給与と民間給与の格差に基づきます人事委員会勧告等を踏まえまして、給料表や諸手当の改定を行うものであります。

次に、めくっていただきまして、12ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第25号であります、議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例であります。

これは、国の特別職等の給与改定状況などを踏まえ、議会の議員や知事など、本県特別職の期末手当の支給月数の改定を行うものであります。

特別議案につきましては、以上の5件でございます。

最後に、その他報告事項でございますが、右側、13ページでございます。

本日御報告いたしますのは、ここに記載しております、宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、それから、めくっていただきまして、15ページの宮崎県国土強靱化地域計画案についての2件となっております。

それぞれの詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げますので、御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

〇二見委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願ひいたします。

〇川畑財政課長 議案第1号及び議案第18号の歳入予算について御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧でございます。

それでは、内容について御説明いたします。

表の中ほど、平成28年度の11月のところになりますが、まず、御案第1号についてであります。自主財源につきましては、分担金及び負担金が7億4,138万7,000円、繰入金が5億2,732万7,000円、諸収入が13億1,839万7,000円、依存財源につきましては、国庫支出金が188億5,049万9,000円、県債が98億320万円でいずれも増額となっております。

この結果、一番下の欄にございますとおり、この補正による歳入合計は、312億4,081万円となっております。

続きまして、議案第18号についてであります。

この補正の歳入財源は、依存財源の地方交付税が8億3,292万8,000円、国庫支出金が1億2,251万9,000円で、いずれも増額となっており、この補正による歳入合計は9億5,544万7,000円となっております。

これらの結果、補正後の一般会計の予算規模は、この表の中ほどの補正後の欄の一番下にございますとおり、6,260億1,504万円となります。

続きまして、4ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要でございます。

まず、一番上の分担金及び負担金についてありますが、議案第1号におきまして、国の経済対策の実施に伴う公共事業に係る市町村からの負担金の増等によりまして、7億4,138万7,000円の増額となっております。

次に、繰入金であります、同じく議案第1号におきまして、事業の実施に当たり必要となる県費について、財政調整積立金等の基金から繰り入れるもので、5億2,732万7,000円の増額

となっております。

次に、諸収入であります。同じく議案第1号におきまして、国の経済対策の実施に伴う事業の財源としまして、国の基金管理団体等からの補助金等を受けるもので、13億1,839万7,000円の増額となっております。

次に、地方交付税であります。議案第18号になりますけれども、当初予算を上回る歳入につきまして、給与改定に係る経費に充当するため8億3,292万8,000円の増額となっております。

次に、国庫支出金ですが、まず、議案第1号におきまして、国の経済対策の実施に伴う公共事業に係る国庫補助金等で、188億5,049万9,000円の増額となっております。また、議案第18号になります。義務教育諸学校教職員の給与改定に係る経費の財源として、国庫負担金を受け入れるもので、1億2,251万9,000円の増額となっております。

最後に、県債であります。議案第1号におきまして、国の経済対策の実施に伴う公共事業等の財源として、県債の発行を行うもので、98億320万円の増額となっております。

歳入予算につきましては、以上でございます。

○上山総務課長 続きまして、11月補正予算案のうち、議案第18号について、総務部全体を一括して御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の6ページをお開きください。

議案第18号は、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正でありまして、今回の改定により、給料等の月例給が0.12%、特別職である勤勉手当の支給月数が0.1月、それぞれ引き上げとなります。

この結果、総務部の補正額は、一番下の総務部合計の欄になりますけれども、2,820万3,000

円の増額となっております。

説明は以上でございます。

○吉村人事課長 人事課でございます。人事課所管の3件の議案の内容につきまして、御説明をいたします。

常任委員会資料の7ページをごらんください。

議案第7号「職員の退職手当に関する条例及び病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。雇用保険法が改正となりまして、65歳以上で新たに職員に採用された者にまで対象が拡大されたことなどを受けまして、国において、国家公務員の失業者の退職手当制度が改正されることから、これに準じまして、本県の失業者の退職手当の制度の改正を行うものであります。

なお、失業者の退職手当とは、退職手当の最低保障という意味合いのものでありまして、※で記載しておりますとおり、職員が退職した場合において、勤続年数が短いことなどによって、退職時支給された退職手当の額が雇用保険の失業等給付相当額よりも低くて、かつ退職時に失業状態にある場合には、その差額を雇用保険の例によって支給するというものでございます。

なお、退職手当の額が雇用保険の失業手当給付の額を上回っている場合、あるいは、再就職活動を行っていない場合は支給されないものであります。

次に、2の改正の内容でございます。1で申し上げましたとおり、雇用保険の対象が65歳以上で新たに採用されたものにまで拡大されたことから、失業者の退職手当の制度についても同様の扱いといたします。

そのほか、雇用保険法の改正に伴います失業

等給付の名称の変更など、必要な規定の整備を行うものであります。

最後に、3の施行期日につきましては、雇用保険法の改正と合わせまして、平成29年1月1日といたしたいと思えます。

続きまして、委員会資料の11ページをお願いいたします。

議案第23号「職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。人事委員会により平成28年4月の民間給与の調査の結果、職員の給与が民間の給与を下回っていたこと、また、国の人事院勧告の内容等を踏まえまして、人事委員会より、職員の給与に関する勧告がありましたことから、国や民間の給与との均衡等を考慮しまして、勧告どおり職員の給与を改定することとしまして、職員の給与に関する条例等について所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。まず、給料等の月例給につきましては、(1)にありますとおり、人事委員会勧告に基づき、0.12%引き上げるものであります。

具体的には、①の給料表につきまして国に準じて改正し、初任給層を中心として全ての号給について引き上げ、②の初任給調整手当、③の扶養手当につきましても、国に準じた改正を行うものであります。

続きまして、(2)の特別給、いわゆるボーナスでございますが、人事委員会勧告に基づいて勤労手当の支給月額を0.1月、再任用職員については0.05月引き上げます。具体的に、一般職員を例に申し上げますと、表にありますとおり、太い線で囲っておりますが、改正後の平成28年

度につきまして、12月期の勤労手当の支給月額を現行よりも0.1月引き上げまして、0.9月としまして、年間では4.3月となります。

また、平成29年度以降につきましては、一番下の欄にございますが、引き上げる0.1月分を6月期と12月期の勤労手当に割り振りまして、それぞれ0.85月としまして、年間では、平成28年度と同様に4.3月となります。

最後に、4の施行期日につきましては、公布の日から施行しまして、平成28年4月1日に遡及して適用します。ただし、28年12月期分の特別給は、平成28年12月1日、平成29年度分以降の特別給及び扶養手当の改正につきましては、平成29年4月1日から施行するものであります。

ページをめくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

議案第25号「議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由でございますが、県議会の議員及び知事等の特別職の期末手当につきましては、これまでも国の特別職や指定職に準じまして改正してきたところでありまして、今回、国の特別職等について支給月額の改定が行われたことから、これを踏まえまして所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容についてであります。国の特別職等に準じまして、本県の特別職等の期末手当の支給月額を0.1月引き上げるものでございます。

具体的には、表にありますとおり、改正後の平成28年度につきましては、12月期分の期末手当の支給月額を0.1月引き上げ1.75月とし、年間では3.25月となります。また、平成29年度以降は、一番下の欄になりますが、引き上げる0.1月

分を6月期と12月期に割り振りまして、年間では平成28年度と同様に3.25月となります。

3の改正を要する条例でありますけれども、県議会の議員や知事など、6つの条例において改正を行うものであります。

4の施行期日についてであります。施行日から施行し、平成28年12月1日に遡及して適用いたします。

ただし、平成29年度以降分につきましては、平成29年4月1日から施行します。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○川畑財政課長 続きまして、議案第13号「当せん金付証券の発売について」を御説明いたします。

議案書では53ページになりますが、お手元の委員会資料で御説明をさせていただきます。

委員会資料の10ページをお開きください。

これは、平成29年度に予定をしております全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県の発売金額を定めるに当たりまして、当せん金付証券法第4条第1項の規定に基づき議会の議決に付するものであります。これにより、平成29年度の本県における宝くじの発売額は、平成28年度と同額の120億円以内とするものであります。

説明は以上であります。

○福栄消防保安課長 消防保安課でございます。お手元の総務政策常任委員会資料の8ページをお開きください。

議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由であります。火薬類取締法に基づく知事の権限に属する事務の一部につきまして、住民の利便性の向上や、事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する

市町村に移譲を行うため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容といたしまして、移譲する事務の内容及び移譲市町村であります。次の別表に記載しております火薬類取締法に基づく煙火の消費許可等の事務、いわゆる花火の打ち上げ許可や打ち上げ場所への立ち入り検査などの8つの事務につきまして、既に移譲している19市町村に加えて、国富町へも移譲するものであります。

3の施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。

○上山総務課長 先ほど常任委員会資料を用いて説明させていただきましたけれども、資料の6ページ、表の真ん中のところに11月補正額ということで、議案第34号と書いてありますけれども、これは、議案第18号の誤りでありまして、修正させていただきます。申しわけありませんでした。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。まず、議案について質疑はありませんか。

○中野委員 3ページについてお尋ねいたします。ことしの当初予算は県政始まって以来ということでしたが、自主財源が40%になったという説明を受けました。それで、今回は、補正予算が国庫支出金等多額でしたから39.9%になりましたよね。やはり、補正予算等があれば、このように自主財源率というのは下がるというのが通例なんですか。

○川畑財政課長 今回、国庫支出金が188億余補正として来ましたので、自主財源の比率が低くなっておりますが、国の経済対策に伴うものでございまして、本県の自主財源が限られている中で国庫支出金をうまく活用してより効果的に

事業を行えるもので、比率が下がったとしても効果としては大きいと考えております。

○中野委員 ということは、さほど自主財源が40%を超えたからといって、余り喜ぶ必要もないような気がしたのだから。国庫支出金が多かったほうがいいわけですから。自主財源を使わずに国からのお金で執行するわけですから、せっかく40%以上になっていたのに40%未満になったからといって、あんまり一喜一憂する必要もないんだなという気がしましたが、そういう認識でいいんですか。

○川畑財政課長 先ほど申し上げましたように、より県の一般財源を持ち出すことなく効果的な事業が行えるものと考えておりますので、一概に比率だけで見られるものではないと思います。

○中野委員 次に、議案第7号についてお尋ねします。今まで私は認識不足でした。この前、説明に来られたときにも言いましたけれども、いわゆる公務員、県庁職員は、やめても失業保険がないんだよと言われて、かわいそうだなという認識でしたが、現実には、失業保険、いわゆる雇用保険に見合うものが含まれて退職金が支払われていたと、そういう認識でいいわけですか。

○吉村人事課長 公務員の場合に、雇用保険法は直接は適用にならないんですけれども、雇用保険法の問題であります再就職を促すとか、失業者に対するセーフティーネットという観点からは、そのセーフティーネットと同じレベルまでは、その手当ををしていくという観点から、国家公務員に準じまして、県の地方公務員につきましても、こういった形でセーフティーネット部分までは失業者に対して保障していくというものを制度化しているものでございます。

○中野委員 これは定年退職の人全部、該当し

ているわけですか。

○吉村人事課長 実際には、退職手当の額と、その雇用保険、失業等給付金見合いと比較した場合には、今回は高齢者の部分の条例改正なんですけれども、若い人までその制度を見た場合には、大体4年勤めた場合には、退職手当のほうが上回ることとなりますので、この条例上保障がつくというのは、勤務年数が短い場合、そういった場合だけが該当してくるものではないかと思っております。

○中野委員 難しく答弁されましたが、いわゆる退職金の中には、そういうことで、雇用保険を考えなくても、その分だけあるから、失業保険としてじゃないけれども、それに見合うものが退職金の中にもちゃんとあるんだという認識でいいんですか。

○吉村人事課長 はい、結構でございます。

○中野委員 今まで、公務員は失業保険がないからかわいそうだなと思って、民間のほうがその分がいいのかなと思ってたけれど、そういう気持ちになる必要はなかったということですよ。なかなか認識の問題で、こういうのをいうと、職員の皆さん方に失礼かもしれんけれど、よくわかりました。

それから、議案第25号。これは議会の議員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例ということですが。この議案第25号の表題のつけ方ですが、これは、条例が施行された古いものをここの表題に書くべきじゃないかなと思っているんですが、私の考え方がおかしいんですか。

○吉村人事課長 委員おっしゃるように、条例の制定の古い順に、その名前をつけるということが一般的でございますので、ここの12ページに書いてございます条例の施行状況から申し上げますと、一番古いのが(2)の条例、知事等

の給与条例になってございますので、そういうことになろうかと思えます。

これまで県の特別職の中でも、議会の議員を最初に持つてくるのが適当ではないかということで、これまでやっておりまして、その形をとってきたところですけども。ただいまの御意見を踏まえまして、条例の並びについては改めて検討、整理したいと考えております。

○中野委員 (2)の知事等の給与のというところが頭に来るということで、検討して次回からはそのようにしてください。何か一般的に、この議案を見る人はいないかもしれんけれども、何か議員の給料がどんどん改正されて、知事は改正されないのかなというふうに誤解を受けるといけませんから。一番もらっているのも知事ですから、やはり古いところを頭書きにするような議案に次からはしてほしいなというふうに思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○来住委員 説明資料の11ページ、議案第23号をもう少し教えていただきたいと思うんですが。これの扶養手当のところですか。配偶者に係る手当が、現行が1万3,000円が6,500円に半分になると。子供に係る手当が6,500円が1万円というふうになるんですが。一つは、29年度から32年度まで段階的に実施ってなっているんですが、具体的にどのような段階を踏むのかなというのが知りたい。

それから、具体的には、29年度からになると思うんですが、配偶者のほうは減少しますから、これによって、何名の方がどれほどの減少額になるのかな。子供のほうは今度は逆でふえるんですけど、これがどういう影響が出るのかわからないもんですから、教えていただきたい

と思うんです。

○吉村人事課長 まず、段階的という面でございますけれども、国のほうの改正案につきましては、例えば、配偶者で申し上げますと、現行の1万3,000円が一般職員の場合ですけども、29年度に1万円、30年度に6,500円になるというようなことでございます。本県の場合の人事委員会の勧告にも、本県の実情を踏まえて、段階的という勧告がなされたところから、本県におきましては、配偶者を持つ職員の比率が一定程度あると、その負担感を勘案しまして、1万3,000円が、29年度は1万1,500円、30年度に1万円、31年度に8,500円、そして、32年度が国と同じ6,500円になるというように、ちょっと減額していく傾きを緩やかにして支給するところでございます。

何人が減るのかということにつきましては、今手元に持ってございませませんが、先ほど申し上げましたように、国の場合につきましては、その増加する額と減額する額が同じぐらいになるようにということでの措置だったんでございますが、本県に引き直しますと、全国の平均よりも、子供さんを持つてらっしゃる職員のほうが多いもんですから、その額が少なくなるものと多くなるものを比較すると、本県職員につきましては、子供さんを持つ比率が高いという部分につきましては、もらう手当の額については、多目にもらってくるようになるのかなと思っております。

○来住委員 もう一つだけ確認、今のこの手当の問題については、職員労働組合なんかとは、事前にお話されて了解を受けていらっしゃるんでしょうか。

○吉村人事課長 労働条件につきましては、職員団体とお話をする必要がございますので、今

回了解を得た上で議案の提案をさせていただく
ところでございます。

○来住委員 了解しました。

○二見委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 細かいことなんですけれども、
この議案第25号の議員の給与等に関するという
給与ですよ。これは、条例の名称だからこう
なっているんだと思うんですけれど、たしか給
与と報酬というのは違うのかなと認識してたん
ですが。給与というと、大体サラリーといって、
毎月の生活給という認識でされているわけなん
ですけれども、我々議員というのは非常勤であ
るので、こういう給与という言い方はしなかつ
たような気がするんです。報酬というような言
い方をしたと思うんですけれど、そこ辺はこ
れで合っているんだと思いますが、どうなんで
すか。

○吉村人事課長 議員につきましては、報酬と
手当を合わせまして給与という形で取り扱わせ
ていただいております。これは地方自治法に基
づく名称の使い方にのっとった取り扱いとさせ
ていただいているところでございます。

○二見委員長 よろしいですか。次に、その他
報告事項に関する説明を求めます。

○藪田市町村課長 市町村課でございます。

委員会資料の13ページをお願いしたいと思います。

議案第8号「宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する条例」について
報告をさせていただきます。

この議案につきましては、本委員会及び環境
農林水産常任委員会に分割付託をされておりま
すけれども、私のほうからは全体の概要につい
て御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、資料の1の改正の理由にあります、
(2)にありますとおり、今回の改正につきま
しては、知事の権限に属する事務につきまして、
取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するほ
か、法令の改正に伴いまして、引用する関係規
定を改正するものとなっております。

次に、2の改正の概要をごらんください。

まず、(1)の取り扱いを希望する市町村に権
限を移譲するものにつきましては、先ほど消防
保安課長のほうから説明がございました煙火の
消費の許可等に関する事務及び農用区域内に
おける開発行為の許可等に関する事務の2項目
を移譲するものです。

それから、(2)の法令の改正によるものにつ
きましては、農業振興地域の整備に関する法律
の改正に伴いまして、条項ずれが生じたために、
同じく開発行為の許可等に関する事務の部分に
おきまして、引用する関係規定を改正するもの
となっております。

施行期日につきましては、それぞれ表の一番
右の欄に記載のとおりというふうになっており
ます。

次に、14ページをごらんいただきたいと思
います。

参考といたしまして、権限移譲につきまして、
上段のほうには、これまでの移譲事務数の推移
を、それから、下のほうには、市町村別の移譲
事務数をグラフで記載をさせていただいており
ます。

なお、今回の条例の改正におきまして、一番
表の左のほうになります、宮崎市が2事務追
加しまして732事務に、それから、真ん中のほう
に国富町がございますけれども、国富町がこれ
まで216事務あったものが8事務追加し、224事
務になります。

説明は以上でございます。

○平原危機管理局長 宮崎県国土強靱化地域計画案につきまして御報告いたします。

計画案の本文は別冊でお配りしておりますが、9月議会の当委員会で御報告をいたしました計画素案からの主な変更点等について、委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

委員会資料の15ページをごらんください。

まず、1の計画の策定経緯及び今後のスケジュールについてでございます。

国土強靱化地域計画につきましては、8月に計画素案を策定をいたしました後、9月の市町村への意見照会や10月のパブリックコメント等を踏まえまして、素案の一部修正を行いまし、11月に防災会議の国土強靱化部会と、庁内の連絡会議を開催をいたしまして、計画案を策定いたしました。

今後は、今月中に計画を決定いたしまして、来年3月に開催予定の防災会議で報告を行いたいと考えております。

次に、2の素案からの主な変更点についてであります。まず、行政機能、警察・消防等の項目に4点追加をいたしました。まず、1点目の避難所の耐震化・機能強化につきましては、熊本地震におきまして、天井の落下等により避難所の確保が困難になった事例がありましたことから、避難所の耐震化、老朽化対策及び機能強化を促進することといたしました。

2点目の県有施設利用者等の安全対策であります。避難所に指定されていない公共施設におきましても、周辺の住民等が緊急避難してくるということも考えられますので、一時避難スペースの確保、水や食料等の備蓄等の対策を進めることといたしました。

16ページをお願いいたします。

3点目の広域火葬体制の構築であります。南海トラフ巨大地震におきましては、多数の死者の発生や火葬場の機能喪失が想定されますことから、県内や近隣県での広域火葬体制の構築を推進することといたしました。

4点目の学校における津波避難対策につきましては、県立学校に加えまして、小中学校における教員の災害対応能力の向上ですとか、各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進することといたしました。

次に、保健医療・福祉の項目につきまして、3点追加をいたしました。

まず、福祉施設BCPの策定促進、それから、医療BCPの策定促進につきましては、業務継続契約、いわゆるBCPでございますが、この策定につきましては、素案段階では、県や市町村のBCP、あるいは企業BCPの策定について記載をしておりましたが、福祉施設や病院の事業継続は特に重要であるということから、新たな項目を設けて策定促進を図ることといたしました。

また、その下の災害時の医療体制整備につきましては、災害時派遣医療チーム——いわゆるDMATでございますが、この活動等について記載しておりましたが、これに加えまして、DMATの活動の後に、避難所等において医療活動ですとか、健康管理等を行う日本医師会の災害医療チーム、いわゆるJMATと呼ばれるものですが、これらの医療救護班との連携対策の構築を図ることといたしました。

次に、産業の項目の旅行者等への防災対策につきましては、宮崎県観光Wi-Fiを活用した通信環境の整備に関する記述を一部加えております。

17ページをお願いいたします。

交通・物流の項目では、地域交通網の確保につきまして、地域コミュニティ維持のためにコミュニティバス等の活用など、地域ニーズに合った交通体制の整備による集落のネットワーク化の促進に関する記載を一部加えております。

次に、国土保全の項目では、河川堤防、海岸保全施設等の地震津波対策に比較的発生頻度の高い津波、いわゆるL1津波と、最大クラスの津波、いわゆるL2津波に対する地震・津波対策の基本的な考え方を記載いたしました。

最後に、老朽化対策の項目には、宮崎県公共施設等総合管理計画の策定等を踏まえまして、地域における公共施設の集約化・複合化等による施設の有効活用を図るため、エリアマネジメントの推進体制の構築を追加いたしました。

なお、素案段階と変更はございませんが、18ページと19ページに計画案の概要をおつけしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○中野委員 事務処理の権限移譲についてお尋ねしたいと思います。

権限移譲ができる事務数は1,312ありますよね。宮崎市が一番大きい732、その差もかなり大きいんですが、宮崎県は他県に比べて、移譲する事務数は多いほうなんですか少ないほうなんですか。

○藪田市町村課長 まず、中野委員からお話がありました移譲の数ですけども、委員からお話のありました1,312という事務数は、これまで県が市町村に移譲してきたものの累計というこ

とになっておりまして、県のほうから市町村に対して、これだけの事務について県のほうとしては移譲する用意がありますよと示している数はもっと多い数となっております。

現実には、県から市町村に移譲している数につきましては、移譲する事務の数え方が必ずしも県によって統一されているわけではありませんけれども、この1,312という事務数、これまで累計した事務数については、九州の中では多い数となっております。

○中野委員 そういう中で、でこぼこがありますよね。市でありながら、小林は261、村でありながら椎葉村は307もありますよね。以前は、都城が一番大きかったと記憶をしておるんです。その当時の前市長の時代に本当多いなと思っていたんですが、それが、宮崎市のほうがうんと多くなっております。

県から移譲されている事務数が、多いところ少ないところありますが、県民のためには、本当は移譲したほうが、基礎的自治体である窓口で事務ができるから非常にいいと思うんです。それがされていないということは、県にお願いせんとその処理ができないということですが。移譲されたほうがいいと思うんですが、このようにでこぼこがある。村であっても307もあるとか、こういうのはやはり多く移譲されているところというのは、さっき都城の例も言いましたが、やはり首長の姿勢なんですか。職員が市町村民のために何とかして利便性を図るために、やらなきゃいかんがという機運が出るものですか。

○藪田市町村課長 今事例として出されました椎葉村につきましては、恐らく村として、やはり、各所にいろんな申請事務を行ったりするときに、県、本庁やあるいは出先機関まで出向い

ていかなければならない、その地理的なものもあって非常に前向きに取り組んでおられる、そういう取り組み姿勢が強いのかなと思っておられます。やはり、それぞれの自治体におきまして、かなり以前と比べますと職員数も減少する中で、新たににその事務を抱えるといえますか、移譲して事務を行うということになりますと、それなりの体制が必要になってまいりますので、そういったことも勘案しながら、事務の移譲について進めておられるものだと考えております。

○中野委員 なかなか市町村のことといたら答えにくいだろうと思いますが、せっかく移譲を法律で決めて、そして、県は条例で決めてやっているわけだから、市町村民のためにある仕事だと思いますから、なるべく市町村を指導して、移譲が図られるように、よろしく願いしときます。

○坂口委員 関連してですけど、やはり事務に要する費用の交付、そここのところだと思うんです。1つ、2つの事務を1カ月こなしながらということでも、体制は整備せにゃならんと。事務費は確かに見られてることになるけれど、圧倒的に損得でいえば、はるか満たない事務費ですので。だから、そこらのところをしっかりとやって、必要なだけの事務手続に要する事務費は、しっかり基準額で見えあげますよという、需用額の算定のあり方というか、それが制度化されないとなかなか進まない。今言われたように、ただでさえスタッフが足りないで新たな事務を抱え込むのは、やはり大変ですから。そこを解決するのは、やはり国の責任で、事務手続に要する所要な経費をしっかりと交付してあげることです。そこらをやはりやっていかないと、本当今言われるように、これはもう何年も進まないどころか、今後も全くそこでとまって

しまうかもしれないです。

○藪田市町村課長 移譲に伴う事務費につきましては、国の法令等で移譲した場合については、当然交付税ですとか補助金ですとか、そういった形での財政措置というのが出てまいりますけれども、今回のこの条例に伴います移譲につきましては、県のほうから市町村に対して権限移譲交付金という形で、その事務に必要な経費というのを定めまして、その処理件数に応じて、実際事務をやった翌年度に精算払いみたいな形になりますけれども、交付金として市町村のほうには配付をしているところでございます。

○坂口委員 だから、そこで足りないということ言ってるんです。事務費は来るけれども、体制は、パートを雇ってやるわけにはいかないわけですから。その部分だけしか見られてないからです。しっかりそれだけの体制を持てば、体制整備するためのお金をしっかりと流しますよとしないと、挙手してこないです。

本当なら、全部一律で市町村がやると法律でやるべきでしょうけれど、それが現実できないから、そういうことをやれるところは手を挙げてくださいということ。そのほうがよりよく住民に身近ですよということでやっているんだけど、進まない。ぱっと自分のところでやれば、いいことはわかってるんです。だけれど、それが進まないということは、そこに何がネックがあるかということ、体制が整わない。整えようとするばお金が要するところだから、そここのところをやらないと、交付金じゃとても足りないです。年間何十件しか扱わないような事務を——ほかに理由があればまた教えていただいてもいいけれど、そこだと思っすね。

○日高委員 国土強靱化。避難行動要支援者対策の推進ということで、勉強していて、これ結

構難しいなど。最初は行政経営課長に聞いたほうがいいですかね。個人情報保護法の関係がございまして、東日本大震災のときは、そういった安否確認だとか支援がおくれた。そういった情報がとれなかった部分があるんで、平成25年ぐらいに、災害対策基本法が制定されて、新しく法律を定めて、例外規定を設けて、審議会が公益上に必要があると認めた場合は、個人情報とはってもいいと。あと今やっているのは、市町村に対して、要支援者の名簿が義務づけられたということでありまして、一歩進んだのかなというふうに思っています。

ただ問題は、運用をする人間の話なんです。今現時点で、民生委員とか自治会とか消防とか、民間それぞれの人たちが、じゃあそういったことをわかっているのかなという話です。例えば、消防団で今までそうやって独居老人とか要支援者のところに訪ねていったんです。消火器ありますか、何がありますか、どうですかと。ところが、いつの間には、個人情報保護法ができて、それができなくなって、まだ今もそのままなんです。

自治体は、名簿は義務化されているからとっていると思うんです。ただ、それをじゃあいざ運用となったときに、なかなかそこまでのところに行きつかないかなと思っているんです。要支援者の安否確認とかの情報伝達はスムーズに行わなくてはならない。常に顔の見える関係を、この法律の改正によってつくっておかなくちゃいけない。それが、なかなかできてないような気がします。それは、もちろん市町村が中心でやらなくちゃいけないことですが、やはり県、県危機管理局は一つの核、司令塔だと思っております。やはりもうちょっとこの辺の指導を行ってってもらいたいというふうに思っているんで

すが、それはどうでしょうか。

○平原危機管理局長 今、御質問がございましたように、東日本大震災の後に、平成25年6月に災害対策基本法が改正をされまして、今言われた避難行動要支援者という方々については、誰を支援しないといけないというのを、名簿をつくって対応していこうということになっておりまして。この名簿の情報につきましては、災害時については、法律で公開できるようになっていますので公開できるのですが、ただ、災害時に急に渡されてもなかなか対応ができないということ。

言われるように、できるだけ事前に消防団等で情報を持つておくほうが対処がしやすいということではございますが、その場合は、事前に本人さんの同意をとるというのが原則になっておりますが、一つは、今言われた個人情報保護審議会のほうで公益性があるというふうに認められれば、まず公開できますよというのが一つと。別途、各市町村の条例で災害時の分は公開しますねというのがあればできるということで、県内では、宮崎市は条例をつくって、原則公開ができるという取り扱いをしているようでございます。これらのものについては、消防の方やりに聞きますと、もらえない部分については、なかなか同意をとるのが大変というようなこともあって、言われるような状況もあるかと思えます。

それで、全国で苦勞している部分もございまして、県としても、やはりその辺をいろんな、いい事例等もありますので、11月の半ばぐらいにこういう取り扱いの研修をいたしまして、例えば、同意をとるのに、同意します、同意しませんというので選ばせると、なかなか同意しますというのにつけてくれないものですから、災

害時には支援を受けますか受けませんかと書いて、その下に名簿の公開にその場合は同意しますというような書き方でやるとか、いろんな工夫をされてやっているようなところもございませぬので、その辺の周知を図るとか、その辺の努力もしておるところでございませぬ。

今後とも、言われるようなところを考えながら、各市町村には支援をしていきたいと考えております。

○日高委員 個人情報取り扱いについて、例えば、そういった公の人間でない方って、やはり知ってもらわないといかんなと思っております。多分、知らない方が大半じゃないかなと思っております。特に、海岸沿線沿いのやはり日南から延岡にかけての自治体は、特にこういうのは常に持つとかなくちゃいけない情報であると。宮崎市のみということでありましたけれど、こういう時代ですから、一人一人を同意もとるのもそれは大変だとは思っております。しかし、命を守るとか、もう100%——この間の一般質問で3万5,000人が亡くなる、8,500人まで、今ハード・ソフト合わせて減ったんだという話があったのですが、やはりこれ極力、統括監のほうがもうゼロに近づけるんだという強い意思があった。ということは、これやはり断行していかないと、足踏みしたら始まらんから、この辺を強く言ってもらいたいと思っておりますよ。

○平原危機管理局長 おっしゃるとおりだと思いますので、今後とも、努力していきたいと思っております。

それから、今ちょっと質問がありました、一般質問での答弁の話ですが、あれは、3万5,000人が今の段階では8,500に減っているということではなくて、耐震化率を高めるのと、早期避難率を高めることによって、そこまでは減ります

よと、その八千幾らについても、今後それ以外の施策で減らしていく努力をしますということです。御理解をいただきたいと思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○坂口委員 強靱化に関してですけれど、16ページの保健医療の医療BCPの中で、病院機能の喪失というのがありますよね。これと、今問題になっている県立病院のタイミングが一緒ですよ。今度整備するのは、やはり県全体、公的というか県立病院では最高レベルの病院という位置づけがまず1つありますよね。この強靱化計画とマッチさせる必要があると思っております。野外テントを張った拠点病院でもいいんですけど、せっかくこれから本体をどこにやろうかということも含めて——そこをどこに持つのが一番理想的なのか。気にしているのは、とにかくヘリコプターでも何でもぼんぼんそこに入れる。施設を中心にやはりその行動がとれるというのが一つ大切じゃないかなと思っております。

今言ったように、コスト縮減、今度は病院だけで考えれば、あれなんかを——ちょっとやはり病院局は考え方が甘過ぎるというか、こだわり過ぎて。土の中に入れる金なんて本当捨て金ですよ、基礎だ何だって。地盤がきっちりして、そういうところなら大震災のときでも——地震波の強さ、震度の強さ、これなんて岩で決まるんですから。7なんていうのは、固い岩のところではまず揺れない強さです。でなければ壊れないということなんです。そういったことを総合的にやっていって。

ハードなんかは金がかかって、いつまでもそこで張りついて、調整しようがないですから。機能をことごとく果たせる——ソフトはその都度研究していけば、いろいろ進化させていくこともできるけれど、ハードはそこを動くことも

できないし、持って生まれた運命だというふうなものだから。そこはしっかりこちらが指導してやるべきだと。いかに医療行為に、こういったときに役立つかって。病院局なんて、ハザードマップ一つ参考にしてないんです。1メートル20も浸かるって言われる場所に、盛り土してから病院は安全だって——病院スタッフの安全を確保するためのような盛り土ですよ。非常にけしからん話を病院局はやりよるわけで。

せっかくこの策定をつくって、今からやろうというときに、タイミング的にはベストだから、こちらがやはり危機管理の点ではリードをするべきだということ。ここが主で、向こうが従にならなきゃ。場所の選定とか、持たせる機能とか、構造上どこまで耐えさせるかという。ベストタイミングだと思うから、強く求めておきます。考え方を持っておられれば、今聞かせていただいてもいいけれど、全くばらばらで動いているような気がしたから。何か考えがあればここで教えていただいて。なければ、ぜひもうこれは強いリーダーシップを。やはり県民全部を救うんだという考え方のもとで、場合によっては、隣県あたりのそういった医療行為の必要な人たちまで救うんだという視点でやはりやってほしいということ。

○平原危機管理局長 この病院機能の創出を入れたのは、2つあって。一つは、熊本地震におきまして、熊本市民病院等が災害の拠点病院だったんですが使えなくなって、むしろ自分のところの患者さんをほかの病院に移さざるを得なくなったということが1つ。その辺を踏まえて、パブリックコメントでもやはり入れるべきじゃないかというふうなのがあって入れたところでございます。県立宮崎病院につきましては、当然、災害時に対応できないといけないというの

が大前提でございますので、その辺の件については、私のほうからもお話をしておきたいと思えます。

○坂口委員 いや、だから、そのときにせっかくやるんだから、あそこは、あの病院をどうやって災害に対応させるかから始まった話なんです。だから、出発点が全く違うんです。その理念とか、もう思想が違うんです。この病院をいかに頑丈なものをつくるかというところから始まっていったやつだから、あの場所を動かないんです。

そうじゃなくって、ここは新たなものを満たせる機能のものをどうつくるかということだから、場所を動かすことができるという。つくりかえるんだから、どんな形にでも変えられるというところで、そこをどちらがいいかをまず比較して、それで形も変えるということになれば、やはり当然こちらがリーダーシップをとって、そのためには、こういう形がいいよというのと、この場所がいいよということ。緊急性なんて言っているけれど、あれ建てかえたって8年、10年かかりますよ、壊しながら、更地をつくっちゃ建てる。緊急性あたりの観点からも、こちらがリーダーシップをとるべきだということ言ってるんです。それぜひやってほしいということ。

それと、もう一つ教えていただいたのが、宮崎県ならではのものを、今度の強靱化計画に上乘せされているのは、どこに出てきているのかを。

○平原危機管理局長 宮崎県ならではのと申しますか、一つは、委員会資料の19ページを見ていただきまして、この一番下の部分の横断的分野のところ、地域活性化というのを入れておきまして、より幅広く産業の創出等も含めて、こ

の強靱化に資するというのと、あとは、地域のコミュニティの力がおちますと、どうしても防災に影響してまいりますので、その辺を踏まえてというようなことを入れています。

それから、今回、老朽化対策、国も入れておりますが、先ほど言いました、エリアマネジメントのことも記載を追加いたしまして、より地域で効率的なマネジメントをしていこうということを記載したとか、そういうところでございます。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 最後に、その他で何かありませんか。

○日高委員 午前中、総合政策のほうといろいろな議論をさせてもらったんです。議論の中身については、国体施設の3施設のお話と、県がこれからやろうとしている病院とか、防災庁舎、また、その他、都城の警察署とかいろんなのが出てきましたけれども。国体施設だけでもざっと見て、建物代だけでも270億で、土地やら別なのを入れると相当な金額になってくる。いろいろと、病院が390億、どこまで圧縮できるかわからないですけど、防災庁舎が130億に跳ね上がったという話もあったりとか、いろいろ考えると、1,000億近い。そういった箱物というのが一遍に同じ時期にできてしまう可能性がある、そういう話をしていたんですけど。

そのスケジュールと、どういう形でやるのか、これから10年、どれぐらいお金がかかってくるんだろうという測定を、いわゆるそういったものを出していただきたいなど。これは、どちらかといえば、財政のほうがやはり主だと思うので。私のみならず、会派の皆さんの御意見も一つありましたもんですから、その辺をどうにか

提供できないかというお願いですが。

○川畑財政課長 今後、委員おっしゃるとおり、大規模な施設整備が幾つか予定をされております。ただ、今の時点で、具体的な計画、いつ幾らかかるというのが定まったものがあるわけではないので、いつの段階でその計画がお示しできるかというものも、ちょっと全庁的に見て検討していきたいと思います。

また、老朽化対策と新たな施設がございまして、公共施設と総合管理計画に基づいて、今後、個別施設計画が策定されていきますが、その過程においても、計画的に今後施設整備について進めていけるように検討していきたいと考えております。

○日高委員 大体めどがついているものだけいいんです。例えば、防災庁舎はもう何年にできるとか、病院局も大体定まっているし、あと国体のやつも大体決まってますよね。いつごろまでにつくりにやいかんと。これからつくであろう、そういった大きい施設のものだけでも、できる範囲でいいので。金額も何だかんだいいながら、まだ設計図も何もでき上がってない——概算で、他県から類似施設からの推計事業費が150億程度って、金額もぼっと出てたりしてるんです。だから、大体このぐらいかかるというのは出てくるはずなんです。これは総合政策部の資料です。だから、この数字は出てくるんです。そこら辺も含めて、概算で結構ですので。

○川畑財政課長 防災拠点庁舎と病院につきましては、病院は今後ということにもなりますけれども、国体施設については、総合政策部のお示しした資料は、他県の類似施設から推計すると、更地で新しくつくった場合ということで、あくまでも仮置きでございますけれども、国体施設については、建設の方針も決まっているこ

となので、今の段階で、どこまでお示しできるかということもちょっと庁内で検討してお示しをしていきたいと思えます。

○日高委員 いろんなことがあってきましたから、教育委員会から今回の病院局の問題から、いろんな巻き込まれてきた部分があるものですから。やはり、そこら辺、病院局にしても金額の問題なんですよ。跳ね上がった、何がどうであり、やはり、財源がこれだけ逼迫している中で、もうちょっと今の事業費を抑えられんかというところがやはり一番のところ。だから、全体的にトータルしたらどれぐらいかかるのかなというのが、やはりある程度のものを置いとくと、個別にこれいいあれいいといったら、いつの間にか跳ね上がったとなると、やはり議会も、二元代表の片方になっているということで、当然、責任は相当あるなというのが、この間の病院局の話、いろいろなやり取りなんです。

2月の補正の予算のときに、総合政策部のほうが、この3施設については、あらかじめ示せるという話をきょうされましたので。あさっての特別委員会でも、そういう話にもなろうかという話になるので、時期を同じにして、やはり、総合政策部と教育委員会、総務部、一体になって。財政だけじゃなくて、一体になってその時期を見計らって、一遍にそういったものも上げてほしいなということをお願いしたいんです。それだったらできるんじゃないですか。

○川畑財政課長 歩調をとって、一緒に資料について検討してお示ししたいと思います。

○日高委員 お願いします。

○二見委員長 ほかに質疑は。

○坂口委員 そこで関連してですけど、上山課長のところになるかもわかりませんが、今、ファシリティマネジメントに取り組んでますよ

ね。この中で、そういったものが大まか出てくると思うんです。ただ、各部局が対象にしてないものがあるんです。ファシリティマネジメントの計画の中にのっけんでもいいような、スポット施設というか、具体的な何かわからんのですけれど、きのう本会議で言ったような、農政水産部の調査船とか。そういった大型投資だけれど、この考え方に沿わせるもんじゃない。

ファシリティマネジメントの中で、今後どういうものを経費の効率的な使い方につけていかないかといけないかという——大型物件があって、更新期はわかってくると思うんです。そういったものはめ込んで。今度は、各部局とにかく今使っているものも、後で捨てて終わりというわけにいかんような大型物件を全て上げさせて、その更新期をまずのっけていくということ。それがおのずとはまり込んでくると思うんです。それで、今度は、宮崎県の財政という身の丈の中にはめ込まざるを得ないと思うんです。そここのところ出てきたのがファシリティなんでしょうけれど。ここまで無理に伸ばそうと、伸ばすために早いうちに健康診断かけて、治療やる前に予防医学にかけようっていうようなことだと思うんです。大変な作業じゃあるけれど、不可能な作業じゃないと思うんです。それをぜひお願いしたいっていうのと。

通常、皆さんがやはり何々整備計画というものを事務的に詰められるときに、この事業は、大まか何十億かかるというのは、それなりの考え方が出てくると思うんです。精度は高くなくてもそう狂わない、それから予算とりに走る、そのレベルでのものでいいと思うんです。そこはやはり出して行って、今度は自分の身丈というものを、やはり議会は議会なりの、財政的な身丈はこれぐらいしかないというものを判断す

る、皆さん方も判断する、そこで何をいつどうはめ込めるかということです。

例えば、大型物件が、屋根つきのプールが出てきた、あるいは、県病院がどう出てきたというときに、どうしても身丈に合わないけれど、しかし、機能はこれだけほしいという、相容れない部分が出てくると思うんです。そこで、今度新たにファシリティマネジメントにバリューエンジニアリングという考え方をのせて、そして、設計なり具体的なものを決める前に——バリューエンジニアリングなんていうのは、より早いほど節約できるわけですから、機能は失わずにいかに安くできるか、目的をいかに果たせるか、そういうのは総合的に取り組まないと、本当の意味の効果はでないし、先送り先送りで最後にそれに手をつけようとするところが、本当に貧乏くじを引くと思うんです。

だから、もう全体を見てやっていただきたい。今回の病院問題は、そういったことに対しての一つの警鐘だと思うんです。我々は、そこをしっかりと反省も含めて、絶対に間違わないという取り組みをしないと。本当にくどく言うけれど、きのうの病院局の考え方なんて、本当にけしからん考えだと思うんです。理解ください、理解くださいって、理解してないからやっているわけで。

病院に対してのきのうの知事のコメントでも、白紙にというふうなことは、あんまり匂わせないようなコメントなんです。ところが、本会議で答えた答弁なんていうのは、協議しますということです。協議って何かといたら白紙ということです。対等にゼロから話そうって。ある考え方を自分らが、知事が持ってて、それをベースにといたら、協議じゃなくて、これは、理解を求めますとか、ある意味、教育をします

というレベルだから、あくまでも今回は協議、どちらとも頭の中は白と白、県民のために何がいいかを詰めていこうというのが、やはり今県がとるべき姿勢じゃないかなということ、そこをしっかりとやはりやっていただいて。

こういった、今回、この地域計画、強靱化地域計画。国だって、これが全てになっていくよというぐらい、今度これは強い効力を持つ計画になっていくわけですから。予算にせよ、何にせよ、ハード整備にしろ、ソフトにせよ。だから、そこをやはり危機管理局が危機の部分に限っては、医療とか、そういった分にかけて、ぜひここがリーダーシップをとるべきだと僕は思うんです。そして、宮崎県のためにそういった病院施設はこうあるべきだというものを出して、その範囲内で泳げということを出して、あるいは福祉関連なりに突きつけていくというのが、今ここがやらなきゃいけない責任だと思うんです。だから、総務部長にも、そこらに対してしっかりとやはり整理していただいて、この計画を機に、今回はやはり大所高所から責任は果たしてほしいですね。

○桑山総務部長 公共施設の総合管理計画のお話もございました。この計画では20年のスパンで5年ごとに見直しを行いながら、施設の類型ごとに個別の施設計画をつくる。そして、それを全庁的にまとめた上で財政負担の平準化等から、またさらなる修正を加えて、長寿命化、財政負担の平準化、低減化を図っていこうというものでございますので、ただいま御意見いただきましたように、場合によっては、大型の動産といいますか、調査船のようなものも対象にする必要もあるんじゃないかと思えます。そういったものを含めまして、全庁的にそういう気持ちも共有しながら、今後しっかりと取り組んでいき

たいと思います。

○坂口委員 そう思うんです。我々だって、この議会棟を建てかえてくれっていったら、100億ぐらい金かかるかもわからん。だから、必要と思うものは、全部をとにかく出しなさいと、やるやらないは別だと。こういったものが今必要になってきてるんですということは出せということでそれをやって、これはまず遠慮してもらおうってやっていかないと。今後に必要なものが、金がなかった、もう我慢だということがないようにということ、それを含めて言っているんです。この際、いい機会だと思うんです。やはり県の財政の健全化というか、そういったものも保ちながら需要に応じていていただきたいと思うんです。全体を見てほしいということで、これはもう要望でいいです。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時35分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、執行部の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○高原会計管理者 平成28年度11月補正予算、議案第18号につきまして、会計管理局を説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の237ページをお開

きください。

今回の補正は、人事委員会勧告に基づく、職員の給与改定に伴う人件費に係るものであり、その主な内容につきましては、給料等の月例給が0.12%の引き上げ、特別給であります勤勉手当の支給月数が0.1月分の引き上げとなっております。この結果、会計課と物品管理調達課を合計いたしました会計管理局の補正額は、お手元の資料の左側から2番目の補正額の欄でございますとおり、269万4,000円となります。

補正後の予算額につきましては、その2つ目の右の欄になりますが、5億7,167万4,000円となります。

会計管理局の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○金子人事委員会事務局長 それでは、平成28年度11月補正予算、人事委員会事務局分を御説明させていただきます。

同じ資料でございます。お手元の歳出予算説明資料269ページをお開きください。

表の左から2列目、補正額の欄でございますが、総額で86万4,000円の増額をお願いいたしております。この結果、補正後の予算総額は、その2つ右の欄、1億4,321万8,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。273ページをお願いいたします。

(事項)職員費86万4,000円の増額補正であります。これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う増額補正であります。

改定の内容につきましては、先ほど会計管理者が説明したとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○柳田監査事務局長 監査事務局の平成28年度11月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の監査事務局のインデック

スのある263ページをお開きください。

表の左から2列目の補正額の欄でございますが、総額で110万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は2億1,043万2,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。267ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)委員報酬18万8,000円の増額補正でございます。これは、国の特別職等の給与改定の状況等を踏まえた常勤監査委員の期末手当0.1月分の引き上げによるものであります。

次に、下の欄、(事項)職員費91万8,000円の増額補正でございます。これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴うものであります。給与改定の内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明のとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○甲斐事務局長 議会事務局の平成28年度11月補正予算につきまして、御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

補正額の欄でございますが、540万4,000円の増額補正をお願いしておりまして、この結果、補正後の予算額は11億4,773万円となります。これは、国の特別職等の給与改定の状況等を踏まえた県議会議員の期末手当の引き上げと人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う事務局職員の人件費の補正であります。

補正予算の内訳について御説明いたします。5ページをお願いいたします。

まず、上から5段目の(事項)議員報酬でございますが、これは、県議会議員の期末手当の引き上げ0.1月分に伴う368万7,000円の増額補正

であります。また、その下の(事項)職員費でございますが、これは事務局職員の給与改定等に伴う171万7,000円の増額補正でありまして、内容につきましては、先ほどの会計管理者の説明と同様のものがございます。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって、会計管理局、人事委員会、監査事務局、県議会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

午後2時45分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

ここで、皆様にお伺いします。本日の審査内容を踏まえ、御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす8日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成28年12月7日(水)

○二見委員長 以上をもって、本日の委員会を
終わります。

午後2時45分散会

平成28年12月8日(木曜日)

午後1時7分再開

出席委員(8人)

委員	長	二見	康之
副委員	長	重松	幸次郎
委員		坂口	博美
委員		星原	透
委員		中野	一則
委員		日高	博之
委員		満行	潤一
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	長谷	恵美子
総務課	主任主事	日高	真吾

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め御意見を願います。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、ないようですので、これより議案の採決を行います。議案の採決につきましては、一括でよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第7号、第8号、第13号、第18号、第23号及び第25号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について、御意見を願います。

暫時休憩します。

午後1時9分休憩

午後1時23分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、今いただきました御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、閉会中の委員会について御意見を伺いたいと思います。

1月26日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきましては、御意見、御要望はございませんか。

暫時休憩します。

午後1時23分休憩

午後1時24分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

1月26日の閉会中の委員会につきましては、

正副委員長に御一任いただけるようお願いいたします。また、先ほどのお話の内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

○来住委員 今回、皆さんが例の病院の問題を取り上げられて、聞いた範囲では、平成24年度だったと思いますけれど、最初の計画があって、そして、ことしの10月ですか、厚生常任委員会に出されて——全然知らないんですよ、24年のことも知らない。何かそういう関係資料をいただけないのかなというのが——（「請求すれば、すぐもらえますよ」と呼ぶ者あり）請求すれば、なるほど。何かもっとオープンにしたほうがいいんじゃないかなと思ったものですから。理解しました。

○二見委員長 ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、以上で委員会を終了いたします。

午後1時26分閉会